

エネルギーの使用の合理化に関する法律
第15条及び第19条の2に基づく定期報告書記入要領

平成22年3月31日

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

目次

はじめに.....	P3
(1)定期報告書の提出対象となる事業者.....	P4
(2)報告義務者及び罰則.....	P4
(3)定期報告書の提出期日、提出先及び提出部数.....	P4
(4)休業・廃業・転業、名称変更等.....	P5
1．一般事項	
(1)報告の様式.....	P6
(2)提出後の記入内容の訂正.....	P6
(3)報告するエネルギーの範囲.....	P6
(4)極めて小さな工場等におけるエネルギー使用量の扱いについて.....	P7
(5)テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合のエネルギー使用量の算出方法.....	P7
(6)産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取り扱い.....	P9
(7)定期報告書のオンライン報告（電子申請）及びフレキシブルディスク報告.....	P10
【参考】エネルギーの定義.....	P11
2．様式9について	
[事業者単位の報告]	
(1)表紙.....	P15
(2)特定-第1表.....	P16
(3)特定-第2表.....	P18
(4)特定-第3表.....	P25
(5)特定-第4表.....	P29
(6)特定-第5表.....	P30
(7)特定-第6表.....	P31
(8)特定-第7表.....	P36
(9)特定-第8表.....	P37
(10)特定-第9表.....	P38
(11)特定-第10表.....	P39
(12)特定-第11表.....	P40
(13)その他.....	P41
(14)共同省エネルギー事業.....	P41
(15)特定-第12表の1.....	P44
(16)特定-第12表の2.....	P46
(17)特定-第12表の3.....	P47
(18)特定-第12表の4の1.....	P48
(19)特定-第12表の4の2.....	P49
(20)特定-第12表の5.....	P49
(21)特定-第12表の6の1.....	P50
(22)特定-第12表の6の2.....	P50

(23)特定-第1 2表の6の3	P51
(24)特定-第1 2表の7	P51
[エネルギー管理指定工場等単位の報告]	
(1)指定-第1表	P53
(2)指定-第2表	P54
(3)指定-第3表	P56
(4)指定-第4表	P60
(5)指定-第5表	P61
(6)指定-第6表	P62
(7)指定-第7表	P63
(8)指定-第8表	P64
(9)指定-第9表の1	P70
(10)指定-第9表の2	P70
(11)指定-第9表の3	P71
(12)指定-第9表の4	P72
(13)指定-第9表の5	P72
別添資料 1 定期報告書の提出先について.....	P73
別添資料 2 生産数量等の記入単位について	P83
別添資料 3 業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について	P85
別添資料 4 都市ガス供給事業者の供給熱量一覧.....	P86
別添資料 5 改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について.....	P93

はじめに

この記入要領は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(平成54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。)第15条及び19条の2に基づく定期報告書の記入方法についてまとめたものです。定期報告書の記入に際しては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」(昭和54年9月29日通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。)第17条に定める様式第9(定期報告書の様式)に記入の「備考」欄とともに、この記入要領に基づき、誤記等のないようにお願いします。

なお、日本標準産業分類(総務省のホームページを参照して下さい)は平成19年11月に改訂されておりますので、定期報告書の特定-第10表などの「工場等に係る事業」の欄を記入される際には、改訂版の分類に従って記入して下さい。

また、記入に当たっては、資源エネルギー庁及び経済産業局のホームページ(HP)に掲載する各種様式の電子媒体を活用して下さい。

< 日本標準産業分類(総務省)HP >

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

< 北海道経済産業局HP >

http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou_kaisei/index.htm

< 東北経済産業局HP >

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/syo_energy/syoene_hou/syoene_hou.html

< 関東経済産業局HP >

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/1-6_shoene_yoshiki.kinyuyoryo.html

< 中部経済産業局HP >

http://www.chubu.meti.go.jp/enetai/shoene/ene_shinyoushikishu.htm

< 近畿経済産業局HP >

http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/syouene.html

< 中国経済産業局HP >

<http://www.chugoku.meti.go.jp/energy/shouene/index.htm>

< 四国経済産業局HP >

http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh_d2/9_info/top/index.htm

< 九州経済産業局HP >

http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/ene_tai/shouene_220401.htm

< 資源エネルギー庁HP >

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

(1) 定期報告書の提出対象となる事業者

定期報告書の提出対象は、省エネ法第7条の規定に基づく「特定事業者」及び第19条の2の規定に基づく「特定連鎖化事業者」に指定された事業者です。「事業者」とは原則として法人格を有する企業単位を指します。この事業者が設置するすべての工場等で使用するエネルギーが報告の対象となります。

なお、「工場等」とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行が行われる一定の場所（工場・事業場）を意味し、営利的事業か非営利的事業かを問いません。よって、国や地方自治体も定期報告書の提出対象となり得ますので注意して下さい。

具体的に「工場」とは、一定の業務として物の製造又は加工（修理を含む）のために継続的に使用される事業所をいいます。他方、「事業場」とは、一定の業務として物の製造又は加工（修理を含む）以外の事業（物の販売、役務の提供等）のために継続的に使用される事業所をいいます。

また、住居の用に供する施設は「工場等」には該当しません。その他、提出対象となる事業者などに関し、よくある質問を「平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A」にまとめていますので、参照下さい。

<平成20年度省エネ法改正にかかるQ&A>

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/qa091117.pdf>

<別紙：改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について>

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/besshi090710.pdf>

(2) 報告義務者及び罰則

定期報告書は、原則として、事業者を代表する者（例：法人の場合は代表取締役社長など）が提出しなければなりません。

なお、事業者を代表する者以外の者が、省エネ法に係る諸手続について、事業者を代表する者から委任を受けることができます。この場合には、定期報告書等を提出する際に委任状（様式は任意。既に委任状を提出している場合は、その写し）を添付して下さい（「2.様式第9について[事業者単位の報告]（1）表紙」参照）。

また、報告を怠った場合、若しくは虚偽の報告をした場合は、省エネ法第96条の規定に基づき罰せられる（50万円以下の罰金）ことがありますので注意して下さい。

(3) 定期報告書の提出期日、提出先及び提出部数

定期報告書は、毎年7月末日までに主務大臣（経済産業大臣及び当該事業者が行うすべての工場等に係る事業を所管する大臣）に提出して下さい。ただし、平成22年度のみ経過措置として11月末日までの提出となります。

経済産業大臣への提出については、事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あてに1部提出して下さい。提出先は巻末の**別添資料1**の1.に示す「定期報告書の提出先一覧（経済産業局）」を参照下さい。（なお、主たる事務所が複数あり、その所在地を管轄する経済産業局が異なる場合は相談して下さい。）

事業所管大臣への提出については、巻末の**別添資料1**の2.に示す「事業所管大臣の一覧」を参照し、同**別添資料1**の3.に示す「定期報告書の提出先一覧（事業所管大臣）」のうち、該当するすべての機関の長あてに各1部ずつを提出して下さい。ただし、ひとつの工場等において複数の事業を行っている場合には、主たる事業を当該工場等の事業とします。この場合、当該工場等の事業所管大臣はひとつになります。

(4) 休業・廃業・転業・名称変更等

特定事業者、特定連鎖化事業者、又はエネルギー管理指定工場等が、自らの事業を休業・廃業・転業などを行った場合や、名称・住所等を変更した場合は、その都度、経済産業局にその旨を連絡して下さい。

1. 一般事項

(1) 報告の様式

定期報告書の様式は、施行規則第17条に基づき定められた**様式第9**を使用して下さい。

用紙の大きさ等

用紙の大きさは日本工業規格（以下「JIS」という。）で規定するA4（縦置き）です。ワードプロセッサ、パソコンを使用しても手書きで記入しても構いませんが、文字はかい（楷）書で明瞭に記入して下さい。手書きで記入する場合は、文字が消えたり、にじんだりしないように黒又は青色の万年筆やボールペンなどの筆記用具を使用して下さい。定期報告書の袋とじや代表印を押印した1枚目の裏面を使用することは避けて下さい。また、定期報告書の欄外等に本記入要領に指示のあるもの以外の事項は記入しないでください。

記入数字

記入数字は、すべて算用数字を用い、所定の単位に従って正確に記入して下さい。

(2) 提出後の記入内容の訂正

定期報告書を提出した後、記入内容に訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかに定期報告書の提出先に報告して下さい。定期報告書の訂正は、原則として、訂正箇所を説明した書面を提出して下さい。

なお、訂正箇所を説明した書面には定型の様式はありませんので、報告に当たっては、必要に応じて提出先に相談して下さい。

(3) 報告するエネルギーの範囲

報告するエネルギーの範囲は、原則として、当該事業者が設置するすべての工場等（連鎖化事業者については、自らが設置するすべての工場等に加え、加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等を含む）で使用したエネルギー（自家発生したものを含む）のうち、省エネ法及び施行規則に定める燃料、すなわち、原油、揮発油、重油、施行規則で定める石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）、可燃性天然ガス、石炭、コークス並びに施行規則で定める石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガス）であって、燃焼及び施行規則で定める用途（燃料電池による発電）に供する燃料、及びそれらを熱源とする他人から供給された熱（産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水。非化石燃料のみで発生させられた熱¹で、かつ、特定できるもの²を除く）並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気³又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるもの⁴を除く）です。

なお、主要なエネルギーの種類及び単位は、定期報告書の様式に既に記入されていますので、これらに従って記入して下さい。

1 地熱等により得られる熱

2 当該熱を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用する場合

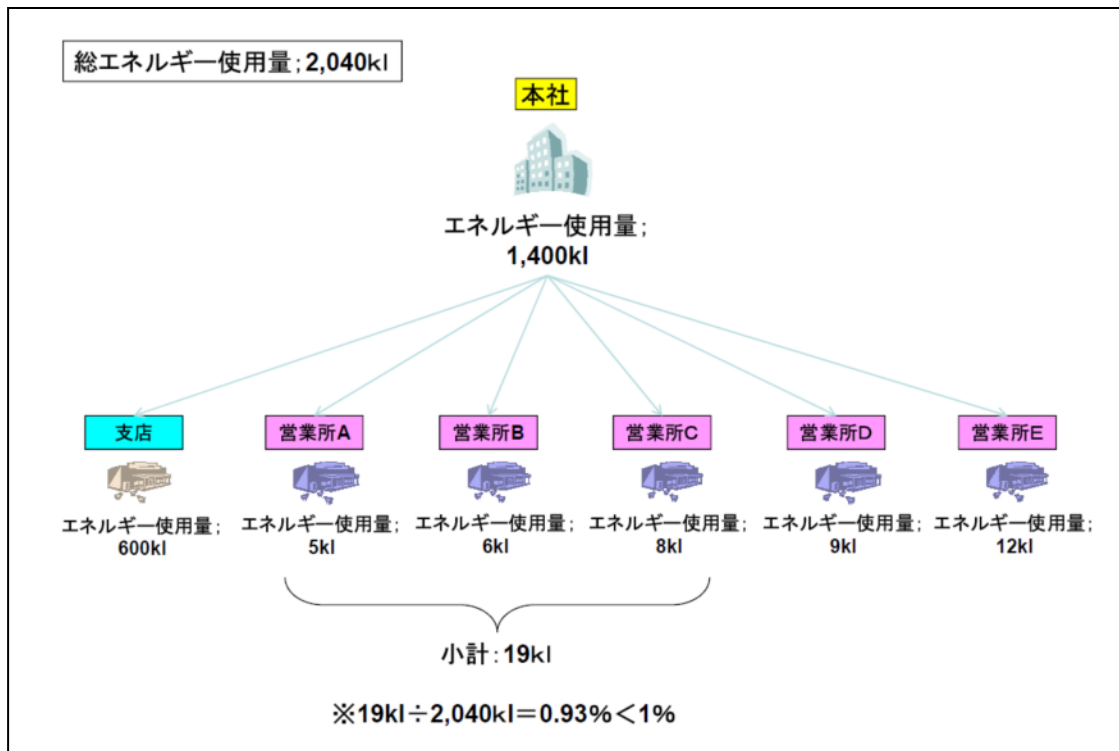
3 太陽光発電、風力発電等により得られる電気

4 当該電気を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用する場合

(4) 極めて小さな工場等におけるエネルギー使用量の扱いについて

エネルギー使用量が 15kl/年未満の工場等であり、かつ、事業者全体の総エネルギー使用量の 1% 未満の範囲の工場等については、“国にエネルギー使用量を報告する際に用いた計測等の結果に基づく値（一度、エネルギー使用状況届出書又は定期報告書で国に提出した値）”と同じ値をそれ以降のエネルギー使用量として報告することができます。

図 1：エネルギー使用量が 15kl/年未満であり、総エネルギー使用量の 1% 未満の範囲の工場等を設置している事業者



【備考】図 1 のような事業者の場合、営業所 A、B、C については、“国にエネルギー使用量を報告する際に用いた計測等の結果に基づく値（一度、エネルギー使用状況届出書又は定期報告書で国に提出した値）”と同じ値をそれ以降のエネルギー使用量として報告することができます。ただし、上述の条件に合致しない範囲である本社、支店、営業所 D、E については、毎年度、計測等の結果に基づく報告が必要となります。

(5) テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合のエネルギー使用量の算出方法

テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合において、賃借事業者（以下「テナント」という。）にエネルギー管理権原がある場合、賃貸事業者（以下「オーナー」という。）のエネルギー使用量は、全体のエネルギー使用量から、当該テナントにエネルギー管理権原がある設備のエネルギー使用量を差し引いて計上して下さい。

テナントにエネルギー管理権原がある場合とは、エネルギー使用設備（空調設備、照明、OA 機器等）の設置及び更新権限がテナントにあり、そのエネルギー使用量が計量器等により特定できる場合を意味します。したがって、オーナーのエネルギー使用量からテナントのエネルギー使用量を差し引く場合には、テナントに設置・更新権限のある設備のエネルギー使用量を、計量器等により明確に把握していることが必要です。

テナントは、テナント専用部におけるエネルギー使用量を、エネルギー管理権原の有無にかかわらず報告して下さい(図2参照)。その際、オーナーからテナントにテナント専用部のエネルギー使用量を伝えることが必要となりますので、オーナーは「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年3月31日経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。)の項目 1.(8)の規定に基づき情報提供に努めて下さい。テナント専用部のエネルギー使用量が計量されていない場合は、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行って下さい。

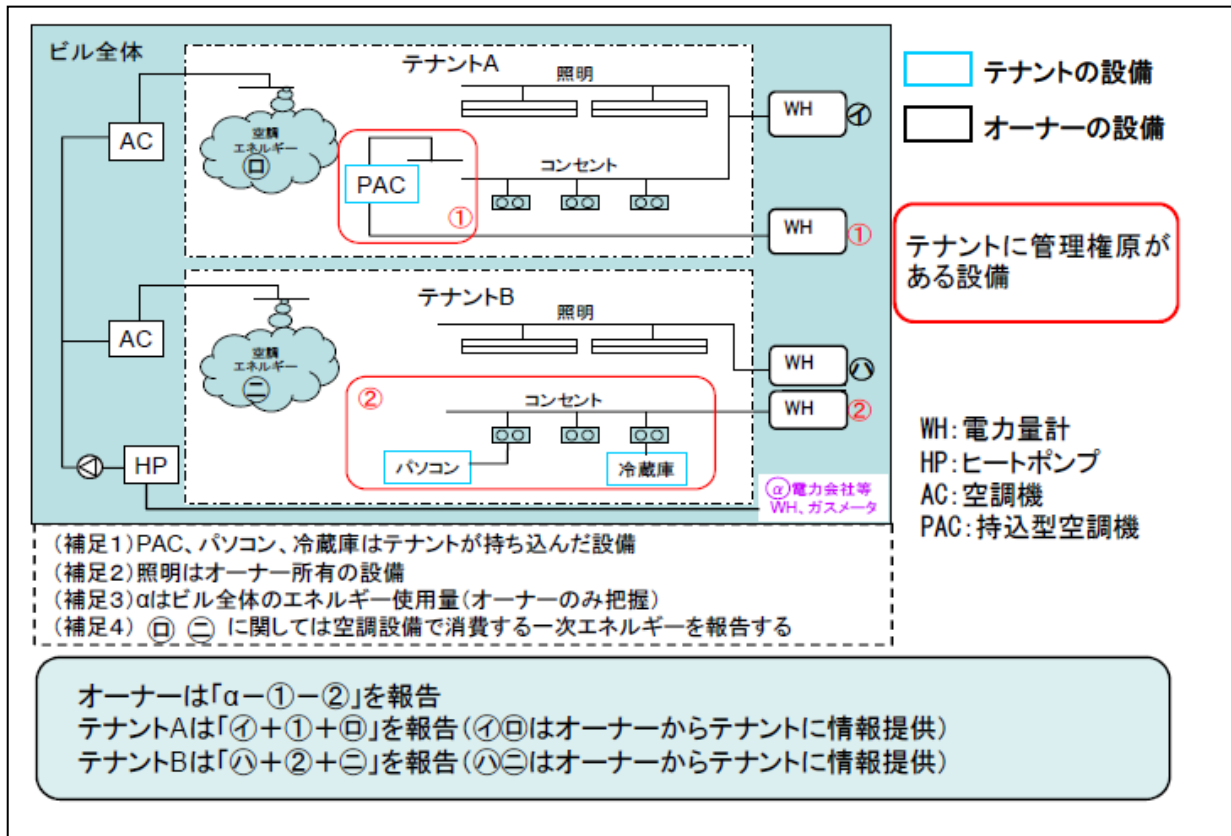
また、オーナーからテナントに情報提供がない場合は、テナントが推計してエネルギー使用量を算出して下さい。

なお、電力使用量について、昼夜間の区別ができない場合は、すべてのエネルギー使用量を昼間の使用量として計上することから、テナントの電力使用量を差し引く際、昼夜間の区別ができない場合は、テナント分の使用量はすべて昼間の使用とみなして計算して下さい。

判断基準 1.(8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者(以下「賃貸事業者」という。)と事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

図2：テナントビルにおける報告対象のイメージ

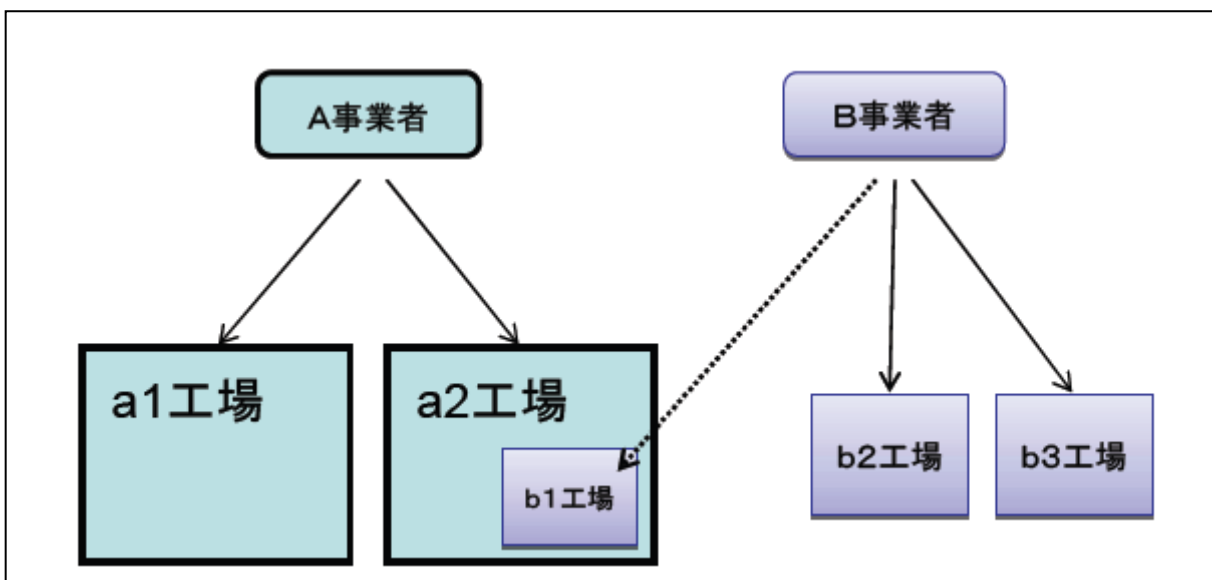


(6) 産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取り扱い

図3におけるA事業者のa2工場の同一敷地内又は隣接した敷地に、B事業者の工場(b1工場)が立地し、かつ、a2工場とb1工場との間にエネルギー管理上の結びつきのある場合(地縁的一体性が認められる場合)においても、事業者単位で管理するという原則に基づき、事業者単位でエネルギー使用量を分け、それぞれの事業者から報告してください。その際、A事業者とB事業者との間に賃貸関係がある場合には、前項(5)のオーナーとテナントの考え方にに基づき整理してください。

ただし、A事業者とB事業者との間にA事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うことについて合意がある等、以下の条件を満たす場合には、b1工場のエネルギー使用量をa2工場のエネルギー使用量とみなし、A事業者がb1工場の省エネ法上のエネルギー管理義務¹を負います。このような取り扱いをした場合、b1工場のエネルギー使用量はB事業者のエネルギー使用量として算入する必要はありません。

図3：産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者



【条件】

双方の工場に地縁的一体性²が認められること。

A事業者の総エネルギー使用量が1,500kl/年以上であること。

「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること(覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国へ提出する必要はありませんが、事業者両方で保管しておく必要があります)。

A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任すること。

1 b1工場のエネルギーの使用の合理化に努めるとともに、省エネ法の定期報告等も行おう。

2 「双方の工場に地縁的一体性が認められる」とは、「同一敷地内若しくは隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがある」状態を指す。

(7) 定期報告書のオンライン報告（電子申請）及びフレキシブルディスク報告

定期報告書はオンライン報告（電子申請）による提出ができます。オンライン報告（電子申請）は電子政府の総合窓口（e-gov）のホームページから行えます。電子申請に当たっては、事前に電子証明書を取得するなどの諸手続が必要になりますので、あらかじめ定期報告書の提出期限を考慮して、期間的な余裕を持った手続きをお願いします。

また、定期報告書は、フレキシブルディスク（フロッピーディスクに電子データを保存したもの）による提出も可能です。

電子申請

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>

フレキシブルディスクによる提出

施行規則に定める様式第24「フレキシブルディスク提出票」は、資源エネルギー庁ホームページにおいて電子ファイル様式を入手できます。この電子ファイルをフロッピーディスクに保存したものに必要事項を入力して、窓口に出して下さい。（媒体は、フロッピーディスクに限定されています。）

<資源エネルギー庁HP>

<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/denshishinsei.htm>

【参考】エネルギーの定義

原油（コンデンセートを除く）	原油とは、天然に産出し、我が国において精製原料又はエネルギー源として用いられる鉱物油。タールサンド、オイルサンド及びこれらの抽出油等も含まれる。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上のこと。
原油のうちコンデンセート	コンデンセートとは、天然ガスの採取・精製の過程で得られる常温・常圧で液体の炭化水素油をいう。一般の原油より軽質でナフサに近い性状を有し発熱量も原油と異なり（原油 1 kl : 38.2 GJ、コンデンセート 1 kl : 35.3 GJ）、硫黄分が殆ど含まれていないため、必ずしも原油と同様に扱うのは好ましくない。その大半が石油、化学原料に用いられているが、定期報告書の記入に当たっては自家発電、産業用蒸気等の燃料として使用したものを計上のこと。
揮発油	揮発油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～200 の留分として得られる軽質液体留分。ガソリンと同義。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車用等の燃料として使用したものを計上のこと。
ナフサ	ナフサとは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～240 の留分として得られる最も軽質な液体留分。ナフサは、主として石油化学基礎製品の原材料としてエチレン等を得るために利用されているが、定期報告書の記入に当たっては、発電用等に燃料として使用したものを計上のこと。
灯油	灯油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、150～300 の留分として得られる軽質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、汎用内燃機関、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上のこと。
軽油	軽油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、200～350 の留分として得られる中質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留し得られる同様の中質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、ディーゼル機関、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上のこと。
重油	重油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、300 以上の留分として得られる中質・重質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留して得られる同様の重質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、ボイラー用又はガスタービン用等に燃料として使用したものを計上のこと。
イ A重油	A重油とは、重油のうち、引火点60 以上、動粘度20 mm ² /s 以下、残留炭素分4%以下、硫黄分2.0%以下の性状を有するもの。
ロ B・C重油	C重油とは、重油のうち、引火点70 以上、動粘度50 mm ² /s 以上、硫黄分3.0%以上の性状を有するもの。
石油アスファルト	アスファルトとは、常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油から揮発性成分や潤滑油成分等の液状～ゲル状成分を除去して得られる半固体の物質。アスファルトは道路舗装材や防水材等の原材料として大半が利用されているが、定期報告書の記入に当たっては、重油の代替物として加熱して流動化させ燃料として利用したものを計上のこと。

石油コークス	石油コークスとは、常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油を熱分解や接触分解し軽質留分を得る際、残留物として生成する固体の物質。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上のこと。
石油ガス イ 液化石油ガス (LPG) ロ 石油系炭化水素ガス	液化石油ガスとは、石油精製・化学工場における原油や石油製品の処理過程において発生するガスの成分中から回収したプロパン、ブタン等を主成分とするガス及び可燃性天然ガスから得られた物質。石油系炭化水素ガスとは、液化石油ガス (L P G) 以外の石油系のガスをいう。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上のこと。
可燃性天然ガス イ 液化天然ガス (窒素、水分その他の不純物を分離して、液化したものをいう。) ロ その他可燃性天然ガス	天然ガスとは、地下から産出される鉱物性可燃性ガスであって、コンデンセートを除去したもの。天然ガスには輸入天然ガス (L N G) 及び国産天然ガスが含まれる。定期報告書の記入に当たっては、輸入天然ガス (L N G) は液化天然ガスに、国産天然ガスはその他可燃性天然ガスに計上する。 輸入天然ガス L N G とは海外で産出される天然ガスであって我が国に輸入されて使用されるガス。輸入天然ガスは液化天然ガス (L N G) の形態で輸入されているが、将来的に国際パイプライン網で気体のまま海外から供給する形態が生じた場合も液化天然ガスに含む。輸入天然ガス (L N G) の主成分はメタンであり、発電用燃料の他、加熱炉用燃料として気化した上で使用されている。 国産天然ガスとは、国内及び経済水域内で産出されるガス。国産天然ガスの主成分はメタンであるが、L N G と異なり一般に液化による精製過程を伴わないため、エタン、プロパン等の成分を比較的多く含んでいる。国産天然ガスには、ガス田又は油田で採掘されるガス田・随伴ガスと、坑内掘炭坑等炭田で回収される炭坑ガスがある。国産天然ガスを液化して輸送・使用する場合であっても、その他可燃性天然ガスに計上のこと。
石炭 イ 原料炭 ロ 一般炭 ハ 無煙炭	一般炭とは、発電・蒸気発生・材料加熱等の目的で直接燃焼して用いられる石炭であって、無煙炭、亜炭でないもの。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上のこと。 無煙炭とは、炭化度が最も進み有水有灰状態で測定した揮発分を 10wt % 以下しか含有しない石炭。無煙炭は、燃焼時の重量当発熱量が大きいことから工業炉用燃料として、また揮発分が少なく燃焼時に火炎の発生が少ないことから練炭原料として用いられる。亜炭の使用がある場合は無煙炭に合算する。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上のこと。
石炭コークス	コークスとは、コークス用原料炭をコークス炉で乾留して得られる固体のエネルギー源をいう。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上のこと。
コールタール	コールタールとは、コークス用原料炭などをコークス炉で乾留した際に、コークス用原料炭中の揮発分等から得られる重質な液体状の炭化水素製品をいう。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上のこと。

コークス炉ガス	コークス炉ガスとは、コークス用原料炭をコークス炉で乾留する際に、コークス用原料炭中の揮発分が分解して生成したガス。コークス用原料炭の揮発成分中、分子量が大きい部分は乾留時にコールタールとなるため、コークス炉ガスの成分の約50%は水素、約30%がメタンとなっている。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上のこと。
高炉ガス	高炉ガスとは、製鉄用高炉において投入されたコークスや吹込用原料炭が、炉下部から吹込まれた高温空気と反応して分解・部分酸化して一酸化炭素となり酸化鉄を還元する際に、炉頂部から回収されるガス高炉ガスの成分の大半はコークスや吹込用原料炭の炭素分が部分酸化して生成したCO、CO ₂ 及び高温空気からのN ₂ であり、少量のCH ₄ 、吹込用原料炭の分解によるH ₂ 等が含まれる。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上のこと。
転炉ガス	転炉ガスとは、高炉で生成された銑鉄には過剰の炭素分や少量の水素分等の不純物が含まれ、そのままでは鋼にできないため、転炉で酸素を吹込み、銑鉄中の過剰炭素分や不純物を酸化して転炉ガスや転炉スラグにすることにより除去するが、この際に回収されるガスをいう。その成分の大半はCOである。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー用又は直接加熱用等に燃料として使用したものを計上のこと。
その他の燃料 都市ガス	都市ガスとは、地域の家庭や企業に対して専用の施設及び配管網により、天然ガスやLPG等を混合・希釈・調整し、地域のガス事業者から配送されるガス。なお、LPGをそのままボンベで供給する事業や、特定の建物等に大型ガスボンベと簡単な配管により供給する「簡易ガス事業」による需給量は、都市ガスには含まずLPGに計上する。また、LNGを専用の導管で購入している場合はLNGに計上のこと。

産業用蒸気	産業用蒸気とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であって、専ら事務所その他これに類する用途以外の工場等から供給された蒸気をいう。定期報告書の記入に当たっては、他の事業者から受け入れた量を計上のこと。
産業用以外の蒸気 温水・冷水	産業用以外の蒸気、冷水・温水とは、産業用蒸気以外の熱で、熱供給事業者（加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給する事業を行う者）等から受け入れた熱をいう。定期報告書の記入に当たっては、当該事業者から受け入れた量を計上のこと。

昼間買電	昼間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者）から供給を受ける電気で8時から22時までに使用した電力をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上のこと。
夜間買電	夜間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者）から供給を受ける電気で22時から翌日8時までに使用した電力をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上のこと。

	<p>昼間買電、夜間買電とは、単に時間的な区分(昼間：8時～22時、夜間：22時～8時)を意味している。電力会社からの請求書等の夜間電力には、日曜、祝祭日が終日含まれているため使用できない。電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」が昼間買電に当たり、夜間買電は全使用電力量から力率測定電力量を引いて算出するか、昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として計上のこと。</p>
上記以外の買電	<p>上記以外の買電とは、一般電気事業者以外の事業者(特定電気事業者や特定規模電気事業者(PPS)等)から供給を受けた電力をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上のこと。</p>

自家発電とは、自らの事業所内においてエネルギーを投入し電気を発生させることをいう。定期報告書の記入に当たっては、その発電量のうち自ら使用した量を「使用量」の欄に、他者に販売した量を「販売した副生エネルギーの量」の欄に計上のこと。

2. 様式9について [事業者単位の報告]

(1)表紙

様式第9（第17条関係）

受理年月日	
処理年月日	

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の役職名、氏名）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条第1項の規定（法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり報告します。

冒頭にある右上の欄の 印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄は記入しないで下さい。左上の欄には「あて名」を記入して下さい。経済産業大臣への提出に当たっては、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長として下さい。

また、当該事業者が設置しているすべての工場等に係る事業の所管省庁（**特定-第3表**の産業分類毎に確認して下さい。）にも提出して下さい。提出先については、**別添資料1**を参照して下さい。

「年月日」の欄には提出年月日を記入して下さい。提出期限は7月末日まで（ただし、平成22年度は11月末日まで）となります。

「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地を、「氏名」の欄には企業名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入の上、代表者印を押印して下さい。

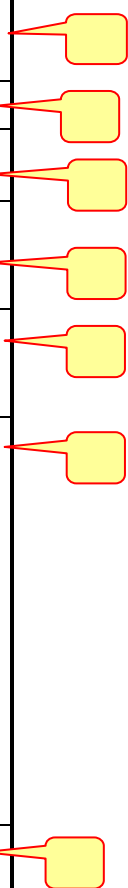
事業者の代表者（代表取締役等）以外の者が、省エネ法に係る諸手続について、事業者を代表する者から委任を受けている場合は、委任状を定期報告書に添付（様式は任意。既に委任状を提出

している場合は、その写しを添付。)し、「住所」欄には委任を受けた者が所属する工場等の所在地を記入し、「氏名」欄には企業名並びに代表者及び委任された者の役職名及び氏名を記入した上で、押印して下さい。

(2)特定-第1表

特定 第1表 事業者の名称等

特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒								
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名								
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡 先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -)								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 : _____ 変更前の事業者の所在地 : _____									有・無



「特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入して下さい。

「特定排出者番号」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)に基づく「温室効果ガスの排出量 - 算定・報告・公表制度」のホームページ上から、「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9桁の番号を記入して下さい。

<温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度HP>

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

「事業者の名称」の欄には、企業名を記入して下さい。

「主たる事務所の所在地」の欄には、本社又は本社機能を有する事務所の郵便番号、住所(都道

府県名から記入)を記入して下さい。本社機能を有する事務所とは、必ずしも登記簿上の本社ではなく、実際に本社として機能している事務所のことを指します。

なお、本社機能が分散(例;東京本社と大阪本社)している場合は、「主たる事務所」は一箇所に限定して下さい。

「エネルギー管理統括者の職名・氏名」の欄には、該当する職名・氏名を記入して下さい。エネルギー管理統括者は、特定事業者等の指定を受けた後に遅滞なく選任する必要があります。

「エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先」の欄には、該当する項目及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入して下さい。「連絡先」は、勤務する事務所の代表電話番号ではなく、定期報告書の内容に関する問い合わせ先を記入して下さい。

エネルギー管理企画推進者は、特定事業者等に指定後6ヶ月以内(平成22年度は指定後9ヶ月以内)に選任しなければなりません。

なお、定期報告書提出時点でエネルギー管理企画推進者が未選任の場合には、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了者番号」欄に「選任中」と記入し、当該定期報告書の作成実務者の職名・氏名・連絡先を記入して下さい。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記して下さい。

「前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無」の欄には、有・無の該当する箇所に印を付け、変更が“有”の場合は、変更前の名称・所在地を記入して下さい。

なお、所在地の変更が経済産業局の管轄を超えた場合や、合併などの名称変更の場合については、提出前に経済産業局に相談して下さい。

(3)特定-第2表

特定 第2表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量


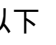
エネルギーの種類	単位	年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
原油(コンデンセートを除く。)	k l				
原油のうちコンデンセート(NGL)	k l				
揮発油	k l				
ナフサ	k l				
灯油	k l				
軽油	k l				
A重油	k l				
B・C重油	k l				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t			
	石油系炭化水素ガス	千m ³			
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t			
	その他可燃性天然ガス	千m ³			
石炭	原料炭	t			
	一般炭	t			
	無煙炭	t			
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	千m ³				
高炉ガス	千m ³				
転炉ガス	千m ³				
その他の燃料	都市ガス	千m ³			
	()				
産業用蒸気	GJ				
産業用以外の蒸気	GJ				
温水	GJ				
冷水	GJ				
小計	GJ				
電気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh		
		夜間買電	千 kWh		
	その他	上記以外の買電	千 kWh		
		自家発電	千 kWh		
小計	千 kWh / GJ				
合計GJ					
原油換算kl			⑤		⑥
対前年度比(%)					

特定-第2表の上段の「年度」の欄には、該当する年度（報告の対象となる年度。報告日の前年度。以下同じ。）を記入して下さい。

「使用量」の欄は、事業者が1年間に使用したすべてのエネルギーを、種類ごとにすべての工場等について合計し、指定された単位を用いて記入して下さい（「使用量」には、他者に売る電気を作るために自家発電に使用したエネルギー、及び他者に売る熱を作るために使用したエネルギーも含まれます）。

エネルギーの種類ごとに記入する「数値」の欄は、1年間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数第1位を四捨五入して整数値で記入して下さい。四捨五入の方法としては、工場等ごとの各エネルギー使用量を四捨五入し、その結果を事業者全体で合算するのではなく、まず、工場等ごとの各エネルギー使用量を事業者全体で合算し、その結果を四捨五入する方法が望まれます。

使用量が極めて少ないため、小数第1位を四捨五入することによって「0」となった場合には、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄を「空欄」（「0」、「-」や斜線等を記入しない）として下さい。

また、エネルギーの使用量は、換算係数を用いて熱量換算を行って下さい。熱量換算については、以下の表（以下、、で示した表）に掲げるエネルギーにあつては、各表の中欄に掲げる数量の単位当たりの同表の右欄に掲げる熱量を用いて換算（原油を2キロリットル使用した場合； $38.2\text{GJ}/\text{kl} \times 2\text{kl} = 76.4\text{GJ}$ ）した値を記入して下さい。「熱量GJ」の欄は、エネルギーの種類ごとに熱量換算した結果を、原則小数第1位を四捨五入して整数値で記入して下さい。

燃料の使用量を熱量換算する際は、下表に従って熱量換算し、自らが使用した燃焼及び燃料電池による発電に供した燃料の量を計上して下さい。

また、工場等内で使用した原料から発生した副生物が燃料に該当する場合は、燃料の種類ごとに指定された単位で、1年間の使用量、販売量を記入し、下表に従って熱量換算して下さい。但し、エネルギーから発生した副生物については、記入する必要ありません。

なお、熱量の値について必要な場合は、GJをTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができますが、その際には用いた単位を明記して下さい。（TJ、PJを用いる場合は、4桁以上の値で熱量を記入して下さい。）

原油（コンデンセートを除く）	1キロリットル	38.2ギガジュール
原油のうちコンデンセート	1キロリットル	35.3ギガジュール
揮発油（ガソリン含）	1キロリットル	34.6ギガジュール
ナフサ	1キロリットル	33.6ギガジュール
灯油	1キロリットル	36.7ギガジュール
軽油	1キロリットル	37.7ギガジュール
重油		
イ A 重油	1キロリットル	39.1ギガジュール
ロ B・C重油	1キロリットル	41.9ギガジュール

石油アスファルト	1トン	40.9ギガジュール
石油コークス	1トン	29.9ギガジュール
石油ガス		
イ 液化石油ガス(LPG)	1トン	50.8ギガジュール
ロ 石油系炭化水素ガス	千立方メートル	44.9ギガジュール
可燃性天然ガス		
イ 液化天然ガス(窒素、水分その他の不純物を分離して、液化したものをいう。)	1トン	54.6ギガジュール
ロ その他可燃性天然ガス	千立方メートル	43.5ギガジュール
石炭	1トン	
イ 原料炭		29.0ギガジュール
ロ 一般炭		25.7ギガジュール
ハ 無煙炭		26.9ギガジュール
石炭コークス	1トン	29.4ギガジュール
コールタール	1トン	37.3ギガジュール
コークス炉ガス	千立方メートル	21.1ギガジュール
高炉ガス	千立方メートル	3.41ギガジュール
転炉ガス	千立方メートル	8.41ギガジュール
その他の燃料	千立方メートル	実数

LPGの供給事業者からの使用量が帳票類において立方メートルで表示されている場合には、LPGの供給事業者へ、立方メートル当たりのトンへの換算係数を確認して下さい。供給事業者への確認が困難な場合は、以下の数値を用いてトンに換算して下さい。

なお、異なる種類のLPGを使用している場合は、トンに換算したものを合算し、それに熱量換算係数(50.8ギガジュール/トン)を掛けて熱量を算出して下さい

種類	1立方メートル当たりのトンへの換算係数
プロパン	1 / 502 トン
ブタン	1 / 355 トン
プロパン・ブタンの混合	1 / 458 トン

「その他の燃料」の()欄には、**特定-第2表**のエネルギーの種類欄に掲げられていない燃料を使用している場合に、その燃料の種類を記入した上で、1年間の使用量の合計を熱量換算して記入して下さい。また、「その他の燃料」に複数の種類を記入するときは、新たに記入欄を追加して下さい。

なお、テナントビル等で合理的な推計手法によって推計値を算出した場合は、エネルギー種別が特定できれば該当するエネルギーの種類欄に記入し、特定できなければ「その他の燃料」の()欄に記入(名称例:推計値)して下さい。「その他の燃料」に記入する場合、「使用量」及び「熱量GJ」の両方の欄に、熱量GJの値を記入して下さい。

なお、**特定-第2表**については、燃料の単位当たりの発熱量(換算係数)を欄外に記入する必

要はありません。

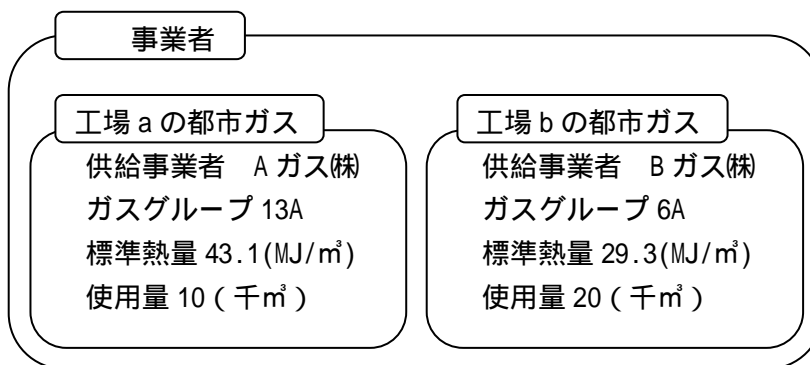
燃料には、次のものは含まれません。

- ・副生ガス、副生油（原料からのものを除く） ・黒液 ・廃タイヤ ・廃プラスチック
- ・不純アルコール ・タールピッチ ・油脂ピッチ ・動植物油 ・脂肪酸ピッチ
- ・廃油 ・廃材 ・木屑 ・コーヒー粕 ・廃アルコール ・水素 ・RDF
- ・バイオマス由来燃料

都市ガス供給事業者によるガスのガスグループ（例：13A）及び単位当たりの発熱量（換算係数）を確認して下さい。

都市ガス供給事業者を確認できない場合は、参考までに都市ガス供給事業者ごとの単位当たりの発熱量（換算係数）を巻末の「別添資料4」に示しますので、当該資料に掲載されている各事業者の「標準熱量(MJ/m³)（換算係数）」を換算係数として使用することもできます。その際、小数第2位を四捨五入する（例；15.06978 15.1）ことも可能です。同じ都市ガス供給事業者であっても、供給地域によって発熱量が異なる場合がありますので、注意して下さい。

各工場等で使用する都市ガスの供給事業者や地域、ガスグループ等が違っている場合は、それぞれの都市ガスごとに計算する必要があります。計算方法の例を、以下のとおり示します。



事業者の都市ガス使用量の計算例

$$\text{【工場 a】} 10 (\text{千m}^3) \times 43.1 (\text{GJ / 千m}^3) = 431 (\text{GJ})$$

$$\text{【工場 b】} 20 (\text{千m}^3) \times 29.3 (\text{GJ / 千m}^3) = 586 (\text{GJ})$$

$$\text{計 } 1017 (\text{GJ})$$

このように各工場等で使用した都市ガスの供給事業者等が違っている場合、「都市ガス」の欄には、供給事業者等ごとに分けて記入する必要はなく、都市ガスすべての値を合算し、ひとつの欄に記入して下さい。すなわち、上記の場合、「都市ガス」における「使用量」の「数値」の欄には30(千m³)と記入、「熱量GJ」の欄には1017(GJ)と記入します。

なお、**特定-第2表**については、燃料の単位当たりの発熱量（換算係数）を欄外に記入する必要はありません。

産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水の使用量については、それぞれ各工場等の外から受け入れた量についてのみ記入して下さい（自らの工場等内において発生した分は含みません）。

なお、非化石燃料のみで発生した熱で、かつ、特定できるもの（当該熱を発生させた者が自ら

使用する場合、又は当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用する場合は報告の対象となりませんので除いて下さい。

熱の使用量を熱量換算する際は、下表の換算係数を用いて下さい。

下表の換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用した燃料の発熱量を算定する上で、適切と認められるもの（熱供給事業者・供給区域ごとの換算係数等）を用いた場合は、当該係数の根拠となる資料を添付して下さい。

産業用蒸気	1 ギガジュール	1.02 ギガジュール
産業用以外の蒸気	1 ギガジュール	1.36 ギガジュール
温水	1 ギガジュール	1.36 ギガジュール
冷水	1 ギガジュール	1.36 ギガジュール

燃料及び熱の使用量の小計欄については、熱量換算量の小計を記入して下さい。

なお、燃料の燃焼等により発生した副生エネルギーのうち、他者に販売しなかった副生エネルギーについては、小計に含めないで下さい。

電気の使用量の欄は、工場等内で使用したすべての電気の1年間の使用量を「昼間買電」、「夜間買電」、「上記以外の買電」、「自家発電」別に千キロワット時の単位で記入して下さい。ただし、非化石燃料のみで発電された電気（太陽光発電、風力発電等により得られる電気）又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるもの（当該電気を発生させた者が自ら使用する場合は、又は当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用する場合は、報告の対象とはなりませんので算入しないで下さい。

なお、「昼間買電」及び「夜間買電」とは、一般電気事業者（電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者）から供給を受ける電気の昼夜別使用量をいい、昼間は8時から22時まで、夜間は22時から翌日8時までとなります。電力会社の検針票に表記される昼夜間の時間帯の区分とは異なりますので注意して下さい。ただし、沖縄電力から供給を受けている場合は、沖縄電力の力率測定時間に則して報告をすることもできます。

電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」が昼間買電に当たり、夜間買電は全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出して下さい。

なお、昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として報告して下さい。また、「自家発電」については、発電量のうち自ら使用した量を「使用量」の欄に、販売した量を「販売した副生エネルギーの量」の欄に計上して下さい。

電気の使用量を熱量換算する際は、下表に従って熱量換算して下さい。

昼間買電	千キロワット時	9.97 ギガジュール
夜間買電	千キロワット時	9.28 ギガジュール
上記以外の買電	千キロワット時	9.76 ギガジュール

自家発電については、その使用量を熱量に換算する必要はありません。ただし、自家発電の「販売した副生エネルギーの量」を算出する際には、電気の量千キロワット時を熱量9.76ギガジュールとして換算するか、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算して下さい。

なお、非化石燃料を併用した自家発電や、太陽光発電等の自然エネルギーによる発電を併設した自家発電の場合であって、「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入するときには、「販売した副生エネルギーの量」は、発電電力量のうち、化石燃料による寄与分を適切な方法で算出し、記入して下さい。

電気の使用量の小計については、「昼間買電」、「夜間買電」、「上記以外の買電」、「自家発電」の小計を千キロワット時の単位で記入して下さい。また、熱量換算量の小計については、「昼間買電」、「夜間買電」、「上記以外の買電」の小計を記入して下さい。

エネルギーの総使用量（使用量の「合計G」の欄）については、熱量に換算した「燃料及び熱の小計」欄と「電気の小計」欄の合計を記入して下さい。

熱量換算したエネルギーの総使用量を原油換算（⑤欄）する場合には、国際標準の換算係数を用いて、発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算して下さい。また、原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数値で記入して下さい。

なお、原油換算を行う際は、原則として、工場等ごとのエネルギー使用量をそれぞれ原油換算し、合計する、という手順ではなく、事業者が設置するすべての工場等のエネルギー使用量を合計した上で、エネルギー種別ごとに熱量換算し、熱量換算した値を合計し原油換算する、という手順で行うことが望まれます。

「対前年度比」の欄は、当該年度値の算定に使用した計算方式に基づき「前年度値」を確定し、その値と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率（%）で表示して下さい。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 \text{（\%）}$$

ただし、初年度（平成22年度）は記入可能な場合に限り記入して下さい。記入できない場合は、「-（ハイフン）」を記入して下さい。

「販売した副生エネルギーの量」の欄は、他者に販売したエネルギーの1年間の数量をエネルギーの種類ごとに指定された単位で記入して下さい。

なお、熱供給業や電気業のようにエネルギー供給を主たる事業としている工場等において、販売のために生産された熱又は電気は、副生エネルギーに該当するとは言いえないため、「販売した副生エネルギー」には含めません。

燃料及び熱の「販売した副生エネルギーの量」の小計については、「販売された量」ごとに、熱量換算量の小計を記入して下さい。

他者に販売した電気については、「販売した副生エネルギーの量」の欄のうち「自家発電」の欄にその量を千キロワット時の単位で記入して下さい。また、その量を熱量換算した値も記入して下さい。

電気の「販売した副生エネルギーの量」の小計には、「自家発電」によるものを、千キロワット時の単位及び熱量換算量で記入して下さい。

販売した副生エネルギーの量の総量（「合計GJ」の欄）については、熱量に換算した「燃料及び熱の小計」欄と「電気の小計」欄の合計を記入して下さい。

熱量換算された販売した副生エネルギーの総量を原油換算（①欄）するに当たっては、国際標準の換算係数を用いて、発熱量1ギガジュールを0.0258キロリットルとして換算して下さい。また、原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数値で記入して下さい。

(4)特定-第3表

特定 第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算								
			エネルギーの使用量 (原油換算kl) ①	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) ②	③=①-②	④の構成割合 (%) ⑤=③/①×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑥	エネルギーの使用に係る原単位 ⑦=③/⑥	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 ⑧	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) ⑨=⑦/⑧×100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) ⑩=⑤×⑨/100
1	工場等に係る事業の名称										
	細分類番号						(単位:)				
2	工場等に係る事業の名称										
	細分類番号						(単位:)				
3	工場等に係る事業の名称										
	細分類番号						(単位:)				
事業者全体			⑪ (合計)	⑫ (合計)	⑬ (合計)		⑭ (単位:)	⑮	⑯	⑰=⑮/⑱×100	⑲ = + + +...

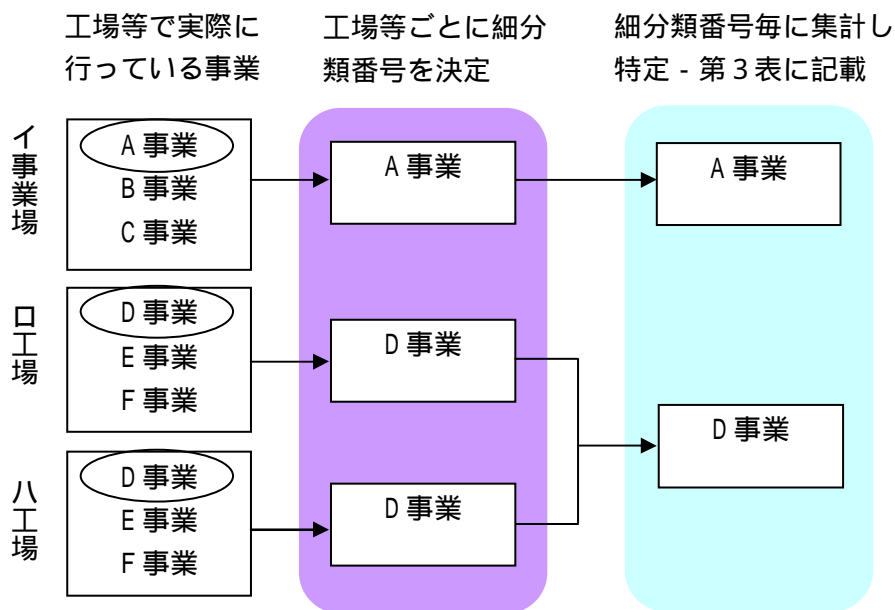
- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、原則として日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑮」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑲」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑭⑮⑯⑰は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位⑮」が算出できる場合は、事業分類ごとの①②③及び事業者全体の⑪から⑭まで記入すること

“特定事業者が設置するすべての工場等”又は“特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等”を、日本標準産業分類の細分類番号（4桁）（以後、「事業分類」という。）ごとに分類し、分類の名称、番号及び分類毎に合計した値をそれぞれ記入して下さい。日本標準産業分類については、以下のHPを参照して下さい。

<日本標準産業分類（総務省）HP>

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

ひとつの工場等を複数の事業分類で整理することはできません。ひとつの工場や事業場で業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入して下さい。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額など、適切な指標によって決定するなど日本標準産業分類の決定方法に準拠して下さい。以下に決定方法のイメージを示します。



なお、複数の工場等にかかる分類番号が同一であっても、事業の内容（密接な関係を持つ値E等）が異なる場合には、事業の内容ごとに整理し、2段以上の欄に分けて記入することができます。

事業分類が4つ以上となる場合は、新たに記入欄を設けて記入して下さい。

事業分類ごとの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（E）」について検討して下さい。Eがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のEに換算可能であり、事業者全体の原単位Wが算出可能な場合は、の方法により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出し、対前年度比Yを算出します。Eが事業分類ごとに異なり、事業者全体の原単位Wが算出困難な場合は、の方法により事業分類ごとのエネルギー使用に係る原単位を算出し、事業者全体としての対前年度比Zを算出します。

事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位Wが算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入することにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位Wを求めるとともに、対前年度比Yを記入して下さい。Wについては、原則、その変化率が「%（パーセンテージ）」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁の値（例：0.1848、0.2610）をもって記入して下さい。なお、D E F G H I Z欄は記入不用です。

- (ア) エネルギーの使用量の合計 (原油換算 kl): すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入・・・㉑
- (イ) 販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算 kl): すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入・・・㉒
- (ウ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・㉓ = ㉑ - ㉒
- (エ) ㉑、㉒、㉓のそれぞれの合計値・・・㉔、㉕、㉖
- (オ) 事業者全体の生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (記入に際しては、 を参照)・・・㉗
- (カ) 事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位・・・㉘ = ㉖ ÷ ㉗
- (キ) 事業者全体のエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・㉙
- (ク) 事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%)・・・㉚ = ㉘ ÷ ㉙ × 100

㉑が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位㉘が算出困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比㉚を求めます。なお、この場合㉖㉗㉙の記入は不要です。

- (ア) エネルギーの使用量の合計 (原油換算 kl): すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入・・・㉑
- (イ) 販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算 kl): すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入・・・㉒
- (ウ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・㉓ = ㉑ - ㉒
- (エ) ㉑、㉒、㉓のそれぞれの合計値・・・㉔、㉕、㉖
- (オ) 事業分類ごとの㉓の値の、事業者全体の合計値㉖に対する構成割合 (%)・・・㉘ = ㉓ ÷ ㉖ × 100

㉘が 100%にならない場合は、㉓のうち構成割合が一番大きい値で調整することが望ましい。

- (カ) 事業分類ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (記入に際しては、 を参照)・・・㉗
- (キ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位・・・㉘ = ㉓ ÷ ㉗
- (ク) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・㉙
- (ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%)・・・㉚
- (コ) ㉚を㉘によって重みづけした、原単位の対前年度比の変化率 (寄与度) (%)・・・㉛ = ㉚ × ㉘ ÷ 100 ()
- (サ)を足し上げた、エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (%)・・・㉜

及び について、平成 22 年度に提出する定期報告書は、㉙又は㉘㉚㉛については記入可能な場合に限り記入して下さい。

生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値㉗又は㉖ (以下「生産数量等」という。) は、生産量、生産額、当該業務に供した施設の規模などのエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記入し、その数量の名称を記入するとともに、その単位を()内に記入して下さい。単位を数式とする場合 (例: $m^2 \times 時間$) は、式を構成する内容 (例: 延床

面積×営業時間)を数量の名称として記入して下さい。ある期間については生産量、その他の期間については生産額といった選択ではなく、1年間を通じて同一のものを選択して下さい。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた単位を用いて記入して下さい。やむを得ない事情により単位を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による生産数量等の対比表を欄外又は別紙に記入して下さい。

生産数量等の記入に当たっては、巻末の別添資料2に掲げる業種ごと又は別添資料3に掲げる事業用ビルの用途ごとの生産数量等の単位(補助単位として千又は百万等を使用)、換算方法等を参考に生産数量等を記入して下さい。その数値については、原則、最下位を四捨五入して、エネルギー消費原単位の変化率が「%(パーセンテージ)」で小数点第一位まで把握するために必要な桁数(有効数字)4桁をもった数字(例、102,500トン、33,740㎡)で記入して下さい。

また、ひとつの工場等において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場等における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場等全体の生産数量等として記入することができます。

なお、生産数量等の換算を行った場合(別添資料2に規定する換算を行った場合を除く。)には、その換算の考え方を余白又は別紙に記入して下さい。

生産数量の代わりに、生産額(付加価値生産額[例:生産額-原料額])を用いる場合は、単位として円(補助単位として千円又は百万円を使用)を記入して下さい。

上記の方法で記入を行うことが不適當又は困難と考えられる場合には、当該工場等の生産数量等を表す適當な方法で生産数量又は生産額(補助単位として千又は百万を使用)を記入して下さい。

製造業等については生産数量又は生産額を記入するケースが多いと考えられますが、その他の業種については、生産数量又は生産額が適當ではない場合も多いため、生産数量又は生産額の代わりに、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値、例えば、建物延床面積等のように、その業種・事業場に適したものを選択して下さい。例として、事業用ビルの用途ごとに別添資料3に掲げる単位を参考にして下さい。また、より実態に則したものとするため、これらの項目を積の形や回歸式の形で使用しても構いません。

「対前年度比」の欄は、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表記して下さい。

(5) 特定-第4表

特定 第4表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変 化
エネルギーの使 用に係る原単位						
対前年度 (%)		㉔	㉕	㉖	㉗	

備考 特定-第3表において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「特定事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)㉚」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入して下さい。

上段の「年度」には、当該年度を含む直近5年度間の年度を、当該年度が一番右の欄となるよう順に記入して下さい。原単位を5年度間把握していない場合には、把握している年度から順に記入して下さい。

なお、過去のエネルギー使用量等を把握している場合は可能な限り記入に努めて下さい。

「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、特定-第3表の方法により算定した直近5年度間の数値を記入して下さい。ただし、特定-第3表において、「特定事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)㉚」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入して下さい。「事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位㉗」を求めた場合、その原単位については、原則、その変化率が「%(パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数(有効数字)4桁の値(例:0.1848、0.2610)をもって記入して下さい。

「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示して下さい。算出方法は以下のとおりです。

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = (\text{㉔} \times \text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗})^{1/4}$$

(電子式卓上計算機で算出する場合、㉔×㉕×㉖×㉗を行い、「 $\sqrt{\quad}$ 」キーを2回押せば算出できます。)

なお、直近5年度間の対前年度比の欄が満たされていない場合は、「5年度間平均原単位変化」の欄は記入する必要はありません。

、及びについては、平成22年度に提出する定期報告書では、記入可能な場合に限り記入して下さい。

(6)特定-第5表

特定 第5表 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
(ロ)の理由

特定-第5表を記入するに当たって、「事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1(%)以上改善できなかった場合(イ)」とは、特定-第4表の5年度間平均原単位変化が99.0(%)を超えた場合が該当します。

また「事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べて改善できなかった場合(ロ)」とは、特定-第3表の対前年度比①又は②が100.0(%)以上の場合が該当します。

5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を出来るだけ定量的に分析し、簡潔にまとめて記入して下さい。その際、原因となった工場等があればその名称も記入して下さい。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・生産抑制、減産対策(生産重量、生産個数等の減少)
- ・生産設備の故障、トラブル
- ・生産設備の劣化、効率の低下
- ・生産構成の変動(工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等)
- ・原材料等の構成の変動
- ・市場ニーズ対応(小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等)
- ・環境対策(公害防止、地域環境対策、作業環境対策等)
- ・生産性向上対策(自動化、ロボット化、生産能率向上対策等)
- ・資源保護対策(原材料の再使用、再利用等)
- ・生産空調(クリーンルーム、恒温室等)の増強

- ・気候異変（猛暑、厳寒、渇水など）
- ・試運転、試作品等の増加
- ・燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）

特定-第5表について、平成22年度に提出する定期報告書では、記入可能な場合に限り記入して下さい。

(7)特定-第6表

特定 第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kI)

特定-第6表は、判断基準の別表第6に示す事業者のみ記入して下さい。対象事業を行っていない場合には、欄全体に斜線を引いて下さい。

対象となる事業の名称には、当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入して下さい。事業の名称は別表第6に示される事業の名称を記入して下さい（特定-第3表における事業名とは異なります）。複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称をすべて記入して下さい。

ベンチマーク指標の状況には、当該年度の事業において、別表第6に示したベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入して下さい。ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位をすべて記入して下さい。

該当する事業者は、当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算 kI の単位で記入して下さい。

【判断基準 別表第6】 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業（高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業）	高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値	0.531kl/t 以下
1 B	電炉による普通鋼製造業（電気炉により銑鉄を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	と の合計量 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値	0.143kl/t 以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業（電気炉により銑鉄を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	と の合計量 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値 鋼片から特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量（販売量）にて除した値	0.36kl/t 以下
2	電力供給業（電気事業法第2条第1項第1号に定める一般電気事業又は同項第3号に定める卸電気事業のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条第1項の電気を供給する事業）	当該事業を行っている工場の火力発電設備（低稼働のもの等を除く。）における定格出力の性能試験により得られた発電端熱効率を定格出力の設計効率で除した値を各工場の定格出力によって加重平均した値（熱効率標準化指標） 当該事業を行っている工場の火力発電設備における発電端電力量の合計値を、その合計値を発生させるのに要した燃料の保有発熱量（高位発熱量）で除した値（火力発電熱効率）	熱効率標準化指標において100.3%以上
3	セメント製造業（ポルトランドセメント（JIS R 5210）、高炉セメント（JIS R 5211）、シリカセメント（JIS R 5212）、フライアッシュセメント（JIS R 5213）を製造する事業）	から の合計量 原料工程におけるエネルギー使用量を原料部生産量にて除した値 焼成工程におけるエネルギー使用量を焼成部生産量にて除した値 仕上げ工程におけるエネルギー使用量を仕上げ部生産量にて除した値 出荷工程等におけるエネルギー使用量を出荷量にて除した値	3891MJ/ t 以下

高炉による製鉄業の事業者は以下に従って記入して下さい。

- ・ 高炉による製鉄業を行う事業者は、電炉による普通鋼製造、電炉による特殊鋼製造を行っている場合であっても、高炉による製鉄業に該当します。
- ・ 高炉による製鉄業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を判断基準別表第6のべ

ベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 kl/t」の単位で記入して下さい。

- ・ 「高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量」とは、高炉を有する事業所及びスラブ等から製品を製造する事業所の総エネルギー使用量を指します。
- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料の量を計上して下さい。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算して下さい。
- ・ この際、工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「粗鋼量」とは、当該事業を行う者が製造する総粗鋼量を指します。

電炉による普通鋼製造業の事業者は以下に従って入力して下さい。

- ・ 電炉による普通鋼製造業の事業者は、高炉による製鉄業を行っていない事業者であって、主に電炉による普通鋼製造を行っている事業者となります。
- ・ 電炉による普通鋼製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を**判断基準別表第6**のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 kl/t」の単位で記入して下さい。
- ・ 「電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における粗鋼を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「鋼片から圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における、鋼片から圧延鋼材を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料の量を計上して下さい。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算して下さい。
- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「粗鋼量」とは、当該事業を行う者が製造する総粗鋼量を指します。
- ・ 「圧延量」とは、当該事業を行う者が製造する総圧延鋼材量を指します。

電炉による特殊鋼製造業の事業者は以下に従って入力して下さい。

- ・ 電炉による特殊鋼製造業の事業者は、高炉による製鉄業を行っていない事業者であって、主に電炉による特殊鋼製造を行っている事業者となります。
- ・ 電炉による特殊鋼製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を**別表第6**のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 kl/t」の単位で記入して下さい。
- ・ 「電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における粗鋼を製造する過程における総エネルギー使用

量を指します。

- ・ 「鋼片から特殊鋼製品を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における、粗鋼から特殊鋼製品を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料の量を計上して下さい。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算して下さい。
- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「粗鋼量」とは、当該事業を行う者が製造する総粗鋼量を指します。
- ・ 「出荷量」とは、当該事業を行う者が製造する総製品出荷量を指します。

電力供給業の事業者は以下に従って入力して下さい。

- ・ 電力供給業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況に**別表第6**に示す「熱効率標準化指標¹」と「火力発電熱効率²」の2つの指標をいずれも「%」単位で記入して下さい。それぞれの指標は、**別表第6**の計算方法に従って下さい。
- ・ また、電力供給業に該当する事業者は、熱効率標準化指標の算定に用いた火力発電設備の設計効率³を**特定-第7表**「ベンチマーク指標の状況に関し、参考となる情報」の欄に記入して下さい。
- ・ 「低稼働のもの等」とは、離島⁴における発電設備（ただし、内燃力発電設備及びガスタービン設備のみ）及び年間発電時間が1,000時間未満の発電設備を指します。

1 熱効率標準化指標

電力供給業を行っている工場等の火力発電設備における定格出力の性能試験により得られた発電端熱効率を定格出力の設計効率で除した値を各工場等の定格出力によって加重平均した値

2 火力発電熱効率

電力供給業を行っている工場等の火力発電設備における発電端電力量の合計値を、その合計値を発生させるために要した燃料の保有発熱量（高位発熱量）で除した値

3 火力発電設備の設計効率

電力供給業を行っている工場等の火力発電設備における定格出力の設計効率を各工場等の定格出力によって加重平均した値

4 離島

本州・北海道・四国・九州・沖縄本島を除く島嶼

- ・ 「定格出力の性能試験における発電端熱効率」とは、JISB8041、JISB8102、JISB8222等の規格を参考に実施した定格出力における性能試験により得られる発電端熱効率を指します。
- ・ 「発電端熱効率」とは、発電端電力量を、その電力量を発生するのに要した燃料の保有発熱量（高位発熱量）で除した値を指します。
- ・ 「設計効率」とは、火力発電設備建設時に求める設計時の発電端熱効率を指します。

- ・ 電力供給業に該当する事業者は、該当する事業所の火力発電設備における総エネルギー使用量を記入して下さい（ただし低稼働のもの等は除くことができます）。
- ・ エネルギー使用量は**特定-第2表**に示した燃料の熱量換算及び原油換算を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料の量を計上して下さい。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された原単位で、熱量換算して下さい。
- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。

セメント製造業の事業者は以下に従って入力して下さい。

- ・ セメント製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を**別表第6**のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 MJ/t」の単位で記入して下さい。
- ・ 「原料工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における原料工程（石灰石、粘土等の原料を粉砕・乾燥し、混合・成分調整し、調整原料を製造する工程）の総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「焼成工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における焼成工程（調整原料を焼成し、クリンカを製造する工程）の総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「仕上げ工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における仕上げ工程（クリンカと石膏等を混合・粉砕し、成分・粒度を調整しポルトランドセメントを製造する工程とし、ポルトランドセメントから高炉スラグ、フライアッシュ等を混合し、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントを製造する工程は除く）の総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「出荷工程等におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における出荷工程等（各種セメント及びクリンカを出荷する工程並びに事務所におけるエネルギー使用量とし、重油加熱ボイラー用燃料、什器備品用燃料を含む）の総エネルギー使用量を指します。
- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料の量を計上して下さい。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算して下さい。ただし、セメント製造業を行う事業所において使用する石炭の発熱量は、各事業所で使用している石炭の実測にもとづく発熱量（JISM8814:2003「石炭類及びコークス類 - ポンプ熱量計による総発熱量の測定方法及び真発熱量の計算方法」に基づいて計測された高位発熱量の数値であること）を使用することもできます。
- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「原料部生産量」とは、当該事業を行う者が製造する調整原料の生産量をクリンカに生成された後の生産量に換算した値を指します。
- ・ 「焼成部生産量」とは、当該事業を行う者が製造するクリンカの生産量を指します。

(9)特定-第8表

特定 第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

ア. エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制の整備状況	整備している 整備していない(整備完了予定年 度) 年
イ. エネルギー管理に係る責任者の配置状況	配置している 配置していない
ウ. 設置している工場等又は加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針(エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針)(以下「取組方針」という。)の整備状況	整備している 整備していない(整備完了予定年 度) 年
エ. 設置している工場等又は加盟している工場等における取組方針の遵守確認及び評価状況(評価結果が不十分である場合には、その改善の状況)	実施している 一部実施している 実施していない
オ. 取組方針及び遵守状況の評価手法の精査、必要に応じた変更の状況	実施している 実施していない
カ. 設置している工場等又は加盟している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面の作成、更新、保管状況	整備している 一部整備している 整備していない(整備完了予定年 度) 年

ア～カまでの各項目について、該当するものに「✓」印又は「 」印を付し、「整備していない」に該当する項目については、整備が完了する予定年度を記入して下さい。

各項目については、以下に従って記入して下さい。

- ・アについて、エネルギー管理統括者を中心とした全社的なエネルギー管理組織が整備されている場合には、「整備している」の項目に「✓」印又は「 」印を付して下さい。
- ・イについて、エネルギー管理統括者・企画推進者、エネルギー管理者・管理員(エネルギー管理指定工場等を有する場合)を選任している場合には、「配置している」の項目に「✓」印又は「 」印を付して下さい。
- ・ウの「エネルギーの使用の合理化の取組方針」とは、エネルギー管理組織や体制、省エネの目標、省エネ設備の新設、更新等に関する事項を規定したものであり、これを社内文書として明確に規定し整備している場合には「整備している」の項目に「✓」印又は「 」印を付して下さい。
- ・エについて、設置している工場等における取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示を実施している場合には、「実施している」の項目に「✓」印又は「 」印を付して下さい。
- ・オについて、策定された取り組み方針とその評価方法の定期的な見直しが行なわれ、(必要に応じ)改正が行なわれている場合には、「実施している」の項目に「✓」印又は「 」印を付して下さい。
- ・カについて、該当する書面の保管年数の目安としては概ね5年間ですが、書面を電子化した場合には、必ずしも書面で保管しておく必要はありません。

(10)特定-第9表

特定-第9表 その他エネルギーの使用の合理化に関し事業者が実施した措置

措 置 の 概 要

当該年度に実施した、エネルギーの使用の合理化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、該当する工場等の名称も付記して下さい。

[記入例]

- ・省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動
- ・エネルギー診断担当業務組織の新設又は整備若しくは活動
- ・省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況
- ・エネルギー効率向上のための基準の策定、改廃の状況
- ・エネルギー効率向上のための設備等の整備
- ・共同省エネルギー事業の実施

(11)特定-第10表

特定 第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧



現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 に「✓」印を記入)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係る 事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要)			〒					

事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等をすべて記入して下さい。

現在の指定区分(第1種・第2種)について記入して下さい。記入欄が不足する場合は、新たに欄を設けて記入して下さい。

エネルギー使用量の変化等により、前年度の指定区分から変更手続きが必要な場合(第1種から第2種、又は第2種から第1種)は、該当する工場等の(指定区分の変更手続きが必要)に「✓」印又は「 」印を付して下さい。

エネルギー管理指定工場等の指定を取消す必要がある場合は、別途取消申出書を提出して下さい。
特定 第10表に記入した工場等は、定期報告書の**指定-第1表~第9表**に記入が必要です。

(12)特定-第11表

特定 第11表 現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

定期報告書の提出時点でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、前年度のエネルギーの使用量が原油換算1,500kl/年以上の工場等があれば記入して下さい。なお、平成22年度に提出する定期報告書では記入の必要はありません。

特定 第11表に記入した工場等は、定期報告書の**指定-第1表～第9表**への記入は必要ありません。

定期報告書の提出後、**特定 第11表**に記入した工場等に対し、エネルギー管理指定工場等への指定手続きが行われます。

(13)その他

定期報告書の様式上には現れないエネルギーの使用の合理化に関する努力等（例；共同省エネルギー事業）について特段の記入をする場合には、**特定-第9表**又は別紙に記入して下さい。

(14)共同省エネルギー事業

共同省エネルギー事業（他の者のエネルギー使用の合理化の促進に寄与し、かつ、我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資する取組み）を実施した事業者は、その取組みについて**特定-第9表**又は定期報告書別紙として報告することができます。また、当該事業が実施されなかった場合のエネルギー使用量と、当該事業が実際に実施された場合のエネルギー使用量の差を合理的な手法により算出し、省エネルギー量の実績確認に係る知識及び経験を有した中立的な第三者の認証を受けた場合には、共同省エネルギー量として報告できます。以下に別紙にて報告する際の様式を示します。

様式

共同省エネルギー事業の報告

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第18条の2の規定に基づき、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組（以下「共同省エネルギー事業」という。）について次のように報告します。

第1表

特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									

第2表

（共同省エネルギー事業によりエネルギーの使用の合理化を促進する他の者に関する情報（事業者の名称、住所等）共同省エネルギー事業の具体的な内容、期間及び体制並びに共同省エネルギー量 [kl] 及びその算出方法） 国内クレジットを償却した量の報告を行う場合は、本欄に「国内クレジットの償却」と記載し、別紙の「国内クレジット償却量の報告」に、当該量に関する事項を記入すること。	
（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者） （所属） （氏名）	
（印）	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 本表における用語の定義は、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（経済産業省・環境省・農林水産省）（以下「運営規則」という。）に定めるものに従うものとする。

- る。
- 3 既に経済産業大臣に報告した共同省エネルギー事業について、重ねて報告することはできない。
 - 4 必要に応じて、共同省エネルギー事業について証明する書類を添付することができる。
 - 5 特定排出者番号の欄には、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づく特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成19年経済産業省・環境省告示第1号）に基づき、特定排出者に付された番号を記入すること。
 - 6 「共同省エネルギー量」とは、共同省エネルギー事業が実施されなかった場合に推計される当該年度におけるエネルギー使用量と、当該事業が実施された後の実際の当該年度におけるエネルギー使用量の差をいう。
 - 7 共同省エネルギー量及びその算出方法については、これらを報告することができない場合は記入しないことができる。なお、記入する場合の単位は、原油換算キロリットルとする。
 - 8 「償却」とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいう。
 - 9 国内クレジットを償却した量以外の共同省エネルギー量を報告する場合は、（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者）の欄にその認証を行った第三者の所属及び氏名を記入すること。
 - 10 「公正な第三者」とは、共同省エネルギー量の確認に係る知識及び経験を有した第三者であって、本報告書に係る事業者等と特別の利害関係を有さないものをいう。
 - 11 共同省エネルギー量の認証は、エネルギー使用量の実績、共同省エネルギー量の算定の適切性等を確認して行うものとする。

共同省エネルギー事業として報告する内容が国内クレジット制度で認証を受けた事業であれば、再生可能エネルギーの導入に関するものを除き、以下様式を定期報告書別紙として報告できます。本様式で報告された、国内クレジット制度で認証を受けた事業については、知識及び経験を有した中立的な第三者の認証を受けたものとみなします。

国内クレジット償却量の報告

第1表

保有口座番号		
国内クレジット償却量の合計	(原油換算 kl)	国内クレジット償却量の内訳を下表に記入すること

第2表

国内クレジット 識別番号	排出削減方法論	償却した日	国内クレジット償却量 (原油換算 kl)
~			
~			
~			
~			
~			
~			
~			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 本表における用語の定義は、運営規則に定めるものに従うものとする。
- 3 本表に記載した全ての国内クレジットについて、償却の事実を示す書類及び償却した国内クレジットに係る排出削減実績報告書を添付すること。
- 4 保有口座番号の欄には、国内クレジット認証委員会から運営規則に基づき付与された一意の口座番号を記入すること。
- 5 国内クレジット償却量とは、国内クレジットを償却した量をいう。
- 6 償却とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいう。
- 7 国内クレジット償却量の合計の欄には、国内クレジット償却量のうち共同省エネルギー量の合計量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 8 国内クレジット償却量の欄には、国内クレジット償却量のうち共同省エネルギー量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 9 国内クレジット識別番号の欄には、運営規則に基づく償却した国内クレジットに対する識別番号を記載すること。
- 10 排出削減方法論の欄には、運営規則に基づく方法論番号を記載すること（適用されている方法論番号が複数ある場合は、すべて記載すること）。

(15)特定-第12表の1

特定 - 第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

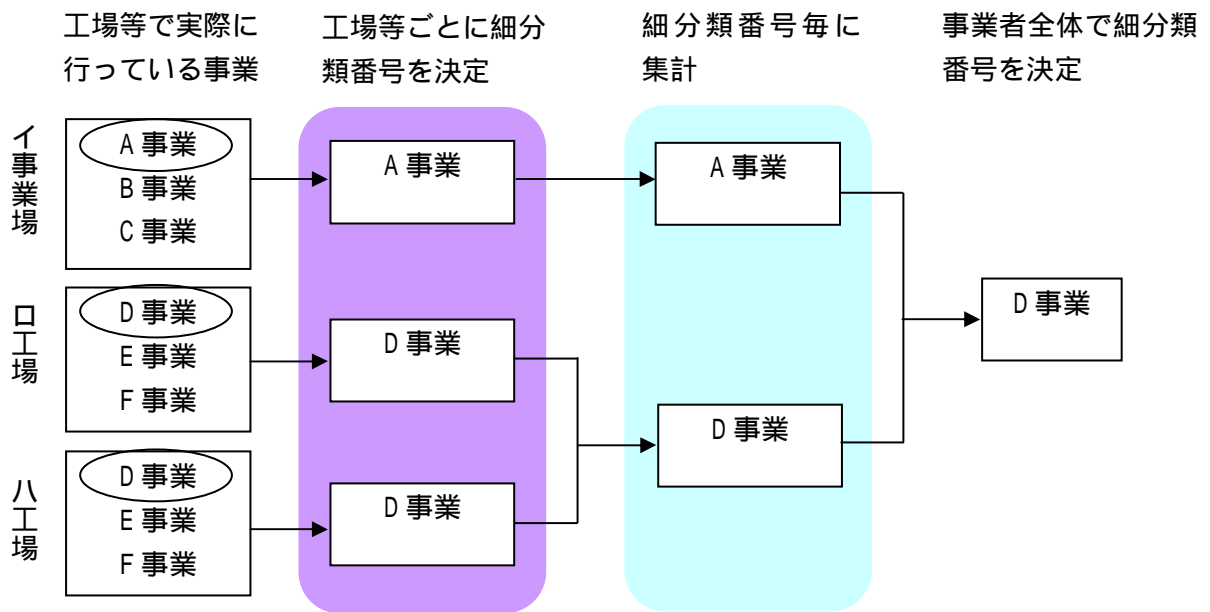
1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者 全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

排出年度の欄には、当該年度を記入して下さい。

日本標準産業分類に基づき、事業者全体の主たる事業について、事業の名称と細分類番号、当該事業の所管大臣を記入して下さい。また、特定連鎖化事業者は、商標又は商号等を記入して下さい。

主たる事業については、“特定事業者が設置するすべての工場等”又は“特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等”を、日本標準産業分類の細分類番号である4桁の事業分類ごとに分類するとともに、細分類番号ごとに集計し、事業者としての細分類番号を決定します。以下にイメージを示します。



“特定事業者が設置するすべての工場等”又は“特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等”を、日本標準産業分類の細分類番号である4桁の事業分類ごとに分類し、事業の名称、細分類番号、当該事業の所管大臣を記入して下さい。また、事業分類が4分類以上になる場合には、記入欄の追加を行って下さい。

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、次に掲げるア．からウ．の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）について、事業者全体の合計量と事業分類ごとの合計量を記入して下さい。なお、イ．に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて**特定-第12表の4の1**及び**4の2**にも必要事項を記入して下さい。

- ア．燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- イ．電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- ウ．熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

「温対法」に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定した排出量を記入して下さい。排出量については、原則、小数点以下を切り捨てて記載して下さい。小数点以下の切り捨ては事業者全体の量と事業分類ごとの量、それぞれ別々に行って下さい。なお、排出量が大きく、数値を丸めたい場合には、これまでどおり有効数字3桁で記入することも可能といたします。

主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等が含まれる場合は、本表に加えて**特定-第12表の2**に当該工場等について必要事項を記入して下さい。

(16)特定-第12表の2

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
	主たる事業				
特定事業者 全体	細分類番号				t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣				
	工場等に係る事業の名称				
1	細分類番号				t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣				
	工場等に係る事業の名称				
2	細分類番号				t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣				
	工場等に係る事業の名称				
3	細分類番号				t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣				
	工場等に係る事業の名称				

電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等が含まれる場合は、**特定-第12表の1**に加えて本表にも必要事項を記入して下さい。

日本標準産業分類に基づき、事業者全体の主たる事業について、事業の名称と細分類番号、当該事業の所管大臣を記入して下さい。

に該当する事業者のすべての工場等を、日本標準産業分類の細分類番号(4桁)ごとに分類し、事業の名称、細分類番号、当該事業の所管大臣を記入して下さい。なお、事業分類は、原則として日本標準産業分類(細分類)ごととします。また、事業分類が4分類以上になる場合には、記入欄の追加を行って下さい。

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等について、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量(他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。)を記入して下さい。なお、排出量については「温対法」に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定したものを記入して下さい。

(17)特定-第12表の3

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

特定-第12表の1に記入したすべての事業者は、調整後温室効果ガス排出量を記入して下さい。
「温対法」に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合、当該算定方法又は係数の内容について、特定-第12表の4の2、6の1、6の2、及び6の3において説明して下さい。

調整後温室効果ガス排出量は、 $A + I + U - E$ で調整します。(調整の結果、調整後排出量が0を下回った場合には、0とします。)

A = エネルギー起源CO₂ (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)

- ・ 他人から供給された電気の使用量 × 調整後排出係数
- ・ 燃料及び熱の使用に伴うもの

I = 非エネルギー起源CO₂ (廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。)

U = メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC 及び六ふっ化硫黄の実排出量

E = 償却前移転した京都メカニズムクレジット・無効化された国内認証排出削減量 (国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER))

「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいいます。

上記の「E」について関わりがない事業者であっても、調整後温室効果ガス排出量を記入する必要があります。

電気事業者が調整後排出係数の算出に用いた京都メカニズムクレジット又は国内認証排出削減量は、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることはできません。

他の者が償却前移転をした京都メカニズムクレジット又は無効化した国内認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は無効化したことに合意している場合は、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができます。

(18)特定-第12表の4の1

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

算定排出量の算定において、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の値を記入して下さい。

係数の根拠には、どの電気事業者の実排出係数を使用したかを記入して下さい。

係数の適用範囲には、当該係数を適用した工場等の範囲を記入して下さい。

具体的には、一般電気事業者からの買電の場合は「電力管内の工場等」と記入し、一般電気事業者以外の者からの買電の場合は該当する工場等の名称を記入して下さい。なお、一般電気事業者以外の者からの売電で該当する工場等が多数ある場合は、『県(市)の箇所の工場の「その他：上記以外の買電」に適用』とまとめて記入しても構いません。

(19)特定-第12表の4の2

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

調整後排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記入して下さい。

係数の根拠には、どの電気事業者の調整後排出係数を使用したかを記入して下さい。

係数の適用範囲には、当該係数を適用した工場等、及び適用したエネルギーが「一般電気事業者の買電」か「上記（一般電気事業者）以外の買電」かを記入して下さい。

(20)特定-第12表の5

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

法律に基づく算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合は、その内容を記入して

下さい。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第12表の4の1及び4の2に記載するため、この欄に記入する必要はありません。

また、都市ガスについては、定期報告書で記入した都市ガスのガスグループと使用量の算定に用いた熱量換算係数を用いてCO₂排出量を算定した場合、算定省令にて定める熱量換算係数と異なる係数を用いても、この欄に記入する必要はありません。

(21)特定-第12表の6の1

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量及び国内認証排出削減量の量

種 類	合 計 量
1. 京都メカニズムクレジット	t-CO ₂
2. (国内認証排出削減量の名称を記入)	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

京都メカニズムクレジット又は環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を調整した場合に、京都メカニズムクレジットの量又は当該国内認証排出削減量の種類及びその合計量を記入して下さい。併せて、特定-第12表の6の2及び6の3に、本表に記入した京都メカニズムクレジット及び国内認証排出削減量に係る情報を、その種類ごとに記入して下さい。

(22)特定-第12表の6の2

6の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

識別番号	移転日	移転した量
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
~		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

京都メカニズムクレジットについて、識別番号、移転日、移転した量を記入して下さい。移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日を記入して下さい。本表に記入したすべての京都メカニズムクレジットについて、国の管理口座への移転を行ったこ

とを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定割当量振替通知」を添付して下さい。

(23)特定-第12表の6の3

6の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種類	<i>(国内認証排出削減量の名称を記入)</i>		
識別番号	対象企業名 (特定排出者コード)	償却日	償却量
			t-CO ₂
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

国内認証排出削減量について、削減量の種類ごとに、識別番号、対象企業名(特定排出者コード)、償却日、償却量を記入して下さい。

算定に用いた国内認証排出削減量の種類が2以上になる場合には、表の追加を行って下さい。

償却日の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、当該日付を記入して下さい。

本表に記入したすべての国内認証排出削減量について、償却を行ったことを確認できる資料を添付して下さい。

国内認証排出削減量の種類は、現時点では、国内クレジット及びオフセット・クレジット(J-VER)の2種類です。

(24)特定-第12表の7

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

定期報告書が温対法第21条の3第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に をつけて下さい。「1.有」に該当する場合は、「温対法」に基づく命令に定める書類「権利利益の保護に係る請求書(様式第1の2)」を事業所管大臣宛てに必ず同封して下さい。ただし、「権利利益の保護に係る請求書(様式第1の2)」を提出しても、必ずしも希望通りにならない場合があります。

同法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に をつけて下さい。「1.有」に該当する場合は、「温対法」に基づく命令に定める書類(様式第2)を事業所管大臣宛てに必ず同封して下さい。

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定等、その他**特定-第12表**の記入については、「**温対法**」に基づく「**温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度**」のホームページ上に掲載中の「**温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル**」を参照して下さい。

< 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度HP >

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

[エネルギー管理指定工場等単位の報告]

指定-第1表～第9表は、指定工場等単位に分割が可能な形で提出して下さい。

(1)指定-第1表

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
エネルギー管理指定工場等の名称	
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒
エネルギー管理者(員)の 職名・氏名・連絡先等	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話 (- -) FAX (- -)

「エネルギー管理指定工場等指定番号」の欄には、工場等の所在地を管轄する経済産業局から通知された指定番号を記入して下さい。

「エネルギー管理指定工場等の名称」の欄には、企業名その他、工場、事業場等を記入し、本社に併設している等で特に工場名を用いてない場合は企業名を記入して下さい。また、業務用ビルの場合は、ビルの名称も記入して下さい。

「エネルギー管理指定工場等所在地」の欄には、郵便番号、住所(都道府県名から記入)を記入して下さい。

「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄には、当該工場等が選任しているエネルギー管理者又は管理員の職名・氏名及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入して下さい。複数人を選任している場合は、代表者(問い合わせ担当者)について記入して下さい。「電話・FAX」の欄には、定期報告書に関して問い合わせが可能な担当部署の電話番号及びFAX番号を記入して下さい。

なお、定期報告書の提出時点でエネルギー管理者(員)が未選任の場合には、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了者番号」欄に「選任中」と記入し、当該定期報告書の作成実務者の職名・氏名・連絡先を記入して下さい。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記して下さい。

(2)指定-第2表

指定 第2表 エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類		単位	年度				
			使用量		販売した副生エネルギーの量		
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）	k l					
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k l					
	揮発油	k l					
	ナフサ	k l					
	灯油	k l					
	軽油	k l					
	A重油	k l					
	B・C重油	k l					
	石油アスファルト	t					
	石油コークス	t					
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t				
		石油系炭化水素ガス	千m ³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t				
		その他可燃性天然ガス	千m ³				
	石炭	原料炭	t				
		一般炭	t				
		無煙炭	t				
	石炭コークス	t					
	コールタール	t					
	コークス炉ガス	千m ³					
	高炉ガス	千m ³					
	転炉ガス	千m ³					
	その他の燃料	都市ガス	千m ³				
		()					
	産業用蒸気	GJ					
	産業用以外の蒸気	GJ					
	温水	GJ					
冷水	GJ						
小計	GJ						
電 気	一般電気事業者	昼間買電	千 kWh				
		夜間買電	千 kWh				
	その他	上記以外の買電	千 kWh				
		自家発電	千 kWh				
	小計	千 kWh / GJ					
合 計 GJ							
原油換算 kl				①		②	
対前年度比 (%)							

指定-第2表の記入方法については、(3)特定-第2表の記入方法を参照下さい。なお、以下2点については特定-第2表と記入方法が違うため、注意して下さい。

- ・「その他の燃料」の()欄には、特定-第2表の様式に掲げられていない燃料を使用している場合に、その燃料の種類を記入した上で、1年間の使用量の合計を熱量換算して記入して下さい。

「その他の燃料」に複数の種類を記入するときは、新たに記入欄を追加して下さい。

また、燃料の単位当たりの発熱量(換算係数)を欄外に記入して下さい。欄外に書ききれない場合は、当該内容を記入した資料を添付して下さい。

なお、テナントビル等で合理的な推計手法によって推計値を算出した場合は、エネルギー種別が特定できれば該当するエネルギーの欄に記入し、特定できなければ「その他の燃料」の()欄に記入(名称例:空調エネルギー)して下さい。「その他の燃料」に記入する場合、「使用量」及び「熱量G」の欄には、熱量Gの値を記入して下さい。

- ・都市ガスの使用量は「その他の燃料」の欄にガスグループ(例:13A)及び単位あたりの発熱量を記入して下さい。地域によって発熱量が異なるため、供給を受けているガス会社に熱量への換算係数を確認し、欄外に記入して下さい。欄外に書ききれない場合は、当該内容を記入した資料を添付して下さい。

なお、都市ガス供給事業者ごとの単位当たりの発熱量(換算係数)を巻末の別添資料4にしめしますので、都市ガス供給事業者の確認できない場合は、当該資料に掲載されている各事業者の「標準熱量(MJ/m³)(換算係数)」を換算係数として使用することもできます。その際、小数第2位を四捨五入する(例; 15.06978 15.1)ことも可能です。

(3)指定-第3表

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定-第3表は、エネルギーの使用の合理化に関する設備と、それ以外のエネルギーを消費する主要な設備に分けて記入して下さい。同一設備を重複して記入する必要はありません。「エネルギーの使用の合理化に関する設備」とは概ね以下のような設備のことを指します。

- ・判断基準の の中で、「新設に当たっての措置」に記入されている設備、又は（目標部分）に記入されている設備。
- ・「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」等に記入されている設備。

- ・「エネルギー需給構造改革投資促進税制」の対象設備。
- ・その他省エネルギーを意図して設置又は改善した設備。
- ・工場等の新設時に採用された省エネ対策設備。 など

また、原則として各設備の年間のエネルギーの消費量の合計量が、当該工場等の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入して下さい。ただし、この基準に該当する設備がそれぞれ30を超える場合には、以下の考え方を基本とし、例示する設備名又は設備群名(以下「設備等」という。)を参考にして、記入する数をそれぞれ30以内として下さい。記入欄は、設備数に応じて増減させて下さい。

[考え方]

- ア．当該工場等のエネルギー管理区分ごとにまとめる。
- イ．特定の工程を構成する設備を群としてまとめる。
- ウ．同一設備を群としてまとめる(ボイラー設備・送風機等)。

「使用の合理化に関する設備」の欄は、設備の設置又は改善によって工場等のエネルギーの使用の合理化が図られている場合に、その設備について記入して下さい。

「設備の名称」の欄には、下記の例及び(3)の設備等の例を参考にして設備名を記入して下さい。

[指定-第3表 使用の合理化に関する設備、設備群例]

(食品製造業)

- ・高効率温水ボイラー ・遠赤外線式フライヤー ・ヒートポンプ式熱源装置
- ・かきとり式熱交換機 ・ジュール加熱器 ・自動ミキサー ・自動生地成型装置
- ・自動ろ過圧搾機 ・自動焼成機 ・全自動ミートスライサー ・連続処理冷凍機
- ・高速自動無菌充填機 ・自動造粒装置 ・真空凍結乾燥機 ・万能製菓機

(セメント製造業)

- ・原料予備粉碎機 ・仕上げ予備粉碎機

(鉄道車両製造業等)

- ・ボイラー廃熱回収装置 ・力率改善コンデンサ

(ガス業)

- ・廃熱回収装置 ・自動回転数制御装置 ・自動台数制御装置 ・自動力率調整装置

(業務用ビル)

- ・ヒートポンプシステム(蓄熱式含む) ・コージェネレーション

(造船業)

- ・マイコン制御インバータ式溶接機

その他エネルギー需給構造改革投資促進税制の対象設備及びこれらに準ずる省エネルギー効果のある設備など。

「上記以外のエネルギーを消費する主要な設備」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する設備に該当する設備以外のエネルギーを消費する主要な設備を記入するものとし、「設備の名称」の欄には、下記の例を参考にして記入して下さい。

[指定-第3表 エネルギーを消費する設備、設備群例]

(食料品製造業)

- ・ボイラー ・オープン(フライヤー) ・自家発電機
- ・殺菌機 ・ホモジナイザー ・噴霧乾燥装置 ・結晶装置 ・仕込 ・発酵装置
- ・冷却包装装置 ・蒸煮装置 ・製麺装置 ・精米機 ・充填密封機 ・煎機
- ・冷蔵装置・スモークハウス・ロール機・送風機(ニューマ) ・自動洗瓶機 ・造粒機

(塩製造業)

- ・ボイラー ・海水取水ポンプ ・電気透析設備 ・蒸発缶循環ポンプ

(たばこ製造業)

- ・ボイラー ・乾燥機 ・冷凍機 ・空気圧縮機

(染色整理業)

- ・ボイラー ・自家発電設備 ・ヒートセッター ・糊抜 ・精練設備 ・捺染装置
- ・廃水処理設備

(紙・パルプ製造業)

- ・石灰焼成キルン ・製紙粕等廃棄物焼却設備 ・ボイラー ・熱風乾燥設備
- ・ディーゼル ・赤外線乾燥装置 ・ガスタービン ・クラフトパルプ製造 ・サーモメカニカルパルプ製造 ・古紙パルプ製造 ・抄紙 ・塗工

(化学工業)

- ・エチレン製造装置 ・ポリプロピレン製造装置 ・ポリエチレン製造装置
- ・スチレンモノマー製造装置 ・ポリスチレン製造装置
- ・アクリロニトリル製造装置 ・アンモニア製造装置 ・硫安製造装置
- ・尿素製造装置 ・食塩電解装置 ・化成品製造装置 ・染料製造装置
- ・農薬(中間体)製造装置 ・医薬(中間体)製造装置 ・発電設備
- ・塩ビモノマー製造装置 ・ポリ塩化ビニル製造装置 ・ボイラー ・焼却炉
- ・ガス化炉 ・転化炉 ・乾燥機 ・高压分解塔 ・晶析設備 ・加熱器

(石油製造業)

- ・加熱炉 ・ボイラー

(セメント・同製品製造業)

- ・セメント焼成炉 ・ボイラー ・乾燥炉 ・ディーゼル ・原料ミル ・仕上げミル
- ・焼成炉

(窯業)

- ・乾燥機 ・焼成炉 ・溶解炉 ・電炉 ・黒鉛化炉 ・オートクレーブ

(鉄鋼業)

- ・コークス ・焼結 ・転炉 ・高炉 ・熱延 ・厚板 ・形鋼 ・化成 ・冷延
- ・電炉 ・連铸 ・電気めっき ・送風機 ・圧延機

(銑鉄鋳物製造業)

- ・溶解設備 ・熱処理設備 ・加工設備 ・環境設備

(家電製造業)

- ・冷温水発生機 ・熱処理 ・工作 ・成形 ・基板加工 ・めっき ・組立
- ・冷凍機 ・コンプレッサー ・塗装 ・基板加工 ・試験

(重電製造業)

- ・塗装 ・乾燥 ・熱処理炉 ・製缶加工 ・溶接 ・絶縁処理 ・めっき

- ・工作機械 ・試験 ・ボイラー ・機械加工 ・熱処理炉 ・組立 ・冷凍機
- ・コンプレッサー

(鉄道車両製造業)

- ・ボイラー ・空気圧縮設備 ・給排気設備 ・赤外線乾燥炉

(造船業)

- ・重量物運搬車 ・溶接機 ・クレーン ・鋼材切断機 ・排水ポンプ

(ガス業)

- ・ガス発生器 ・加熱炉 ・ボイラー ・発電設備 ・ガス圧縮機 ・空気圧縮機
- ・送風機 ・圧送機 ・排送機

(業務用ビル)

- ・空気調和設備 ・熱源設備(吸収式冷凍機、冷温水発生器等) ・換気設備 ・ボイラー
- ・給湯設備 ・照明設備 ・昇降機
- ・動力設備 ・受変電設備 ・BEMS ・発電専用設備 ・事務用機器 ・民生用機器
- ・業務用機器

「設備の概要」の欄には、型式、能力(エネルギー使用量、生産能力等)等の設備等に関する説明を簡潔に記入して下さい。また、エネルギーの使用の合理化に関する設備にかかる「設備の概要」については、その説明を簡潔に記入し、税制又は財政投融資の支援策を受けている設備であれば、その旨を記入して下さい。

「稼働状況」の欄には年間稼働日数及び1日の平均稼働時間を記入して下さい。

「新設、改造又は撤去の状況」の欄は、記入した設備等の内、当該年度に設備等の新設、改造又は撤去が行われた場合にその旨と年月を、さらに改造にあつては改造の内容を記入して下さい。エネルギーの使用量の変化が3%未満の軽微な改造である場合、改造の状況についての記入は不要です。

(4)指定-第4表

指定 第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比(%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ㊟ (単位:)		

「年度」の欄には、当該年度を記入して下さい。

「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(㊟)」(以下「生産数量等」という。)の欄には、生産量、生産額等又は当該業務に供した施設の規模等エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記入し、その数量の名称と単位を()内に記入して下さい。単位を数式とする場合(例: $m^2 \times \text{時間}$)は、式を構成する内容(例: 延床面積 \times 営業時間)を数量の名称として記入して下さい。いずれを選択するかについては、1年間の中で、ある期間については生産量、その他の期間については生産額といった選択ではなく、年間を通じて同一のものを記入して下さい。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた単位を記入して下さい。やむを得ない事情により単位を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による生産数量等の対比表を欄外又は別紙に記入して下さい。

生産数量等の記入に当たっては、**別添資料2**に掲げる業種及び**別添資料3**に掲げる事業用ビルの用途ごとの生産数量等の単位(補助単位として千又は百万を使用)、換算方法等を参考に生産数量等を記入して下さい。その数値については、原則、最下位を四捨五入して、エネルギー消費原単位の変化率が「%(パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数4桁(有効数字)をもった数字(例、102,500 トン、33,740 m^2)で記入して下さい。

生産数量等の記入に当たっては、ひとつの工場等において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場等における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー使用量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場等全体の生産数量等として記入することができます。

なお、生産数量等の換算を行った場合(**別添資料2**に規定する換算を行った場合を除く。)には、その換算の考え方を余白又は別紙に記入して下さい。

生産数量のかわりに、生産額(付加価値生産額[例: 生産額 - 原料額])を用いる場合は、単位として円(補助単位として千円又は百万円を使用)を記入して下さい。

上記の方法で記入を行うことが不適當又は困難と考えられる場合には、当該工場等の生産数量等を表す適当な方法で生産数量又は生産額(補助単位として千又は百万を使用)を記入して下さい。

製造業等については生産数量又は生産額を記入するケースが多いと想定されますが、その他の業種については、生産数量又は生産額が適當ではない場合も多いため、生産数量又は生産額かわりに、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値、例えば、建物延床面積など、その業種・事業

場に適したものを選択して下さい。例として、事業用ビルの用途ごとに「別添資料3」に掲げる単位を参考にして下さい。また、より実態に則したものとするため、これらの項目を積の形や回帰式の形で使用しても構いません。

「対前年度比」の欄は、当該年度値の算定に使用した計算式に基づき「前年度値」を確定し、その値と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示して下さい。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比}(\%) = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100(\%)$$

したがって、前年度に提出した定期報告書に記入した生産数量等の単位を変更する場合は、その理由を欄外に記入し、前年度に報告した生産数量等を本年度に使用する単位の生産数量等に置き換えて算出して下さい。

ただし、前年度において報告義務がなく報告していなかった場合は、「対前年度比」の欄は記入しなくても差し支えありませんが、前年度のデータを把握している場合は可能な限り記入に努めて下さい。

(5)指定-第5表

指定 第5表 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比(%)
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量(原油換算)}(\text{指定-第2表}①-\text{②})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値}(\text{指定-第4表}③)}$		

「年度」の欄には、当該年度を記入して下さい。

「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいいます。

指定-第5表を記入するに当たり、まず、指定-第2表から原油換算した「エネルギー使用量(①)」及び「販売した副生エネルギーの量(②)」を確定して下さい。

エネルギーの使用に係る原単位の計算は、上記において確定した値を用いて算出して下さい。算出方法は以下のとおりです。この際、工場等内において指定-第2表のエネルギーから発生した副生エネルギー(熱、電気、石油製品、石炭製品等)を他者に販売している場合(指定-第2表②欄)は、指定-第2表のエネルギー使用量(①欄)から、これらの「販売した副生エネルギーの量」(②欄)を差し引いて得た値を用いることができます。

なお、原単位については、原則、その変化率が「%(パーセンテージ)」で小数点第一位まで把握するために必要な桁数(有効数字)4桁の値(例:0.1848、0.2610)をもって記入して下さい。

「対前年度比」の欄は、当該年度値の算定に使用した計算方式に基づき「前年度値」を確定し、その値と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示(例:98.6%、101.5%)して下さい。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比(％)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100(\%)$$

ただし、当該年度において**指定-第4表**の生産数量等の単位を変更する場合には、前年度の原単位を当該年度の原単位の算定に使用する生産数量等の単位により再計算して算定した原単位をもとに算出して下さい。

(6)指定-第6表

指定 第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位 変化
エネルギーの 使用に係る原単位						
対前年度比(％)		㉔	㉕	㉖	㉗	

上段の「年度」には、当該年度を含む直近5年間の年度を、当該年度が一番右の欄となるよう順に記入して下さい。原単位を5年度間把握していない場合には、把握している年度から順に記入して下さい。

「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、当該年度の原単位の算定に使用した計算式（**指定-第5表**のエネルギーの使用に係る原単位の計算式）により算定した直近5年度間の数値を記入して下さい。

「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(％)で表示して下さい。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{5年度間平均原単位変化(％)} = (\text{㉔} \times \text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗})^{1/4}$$

(電子式卓上計算機で算出する場合、㉔×㉕×㉖×㉗を行い、「 $\sqrt{\quad}$ 」キーを2回押せば算出できます。)

なお、直近5年度間の対前年度比の欄が満たされていない場合は、「5年度間平均原単位変化」の欄は記入する必要はありません。

(7)指定-第7表

指定 第7表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由
(ロ)の理由

「過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1(%)以上改善できなかった場合(イ)」とは、指定-第6表の5年度間平均原単位変化が99.0(%)を超えた場合が該当します。

また、「エネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べて改善できなかった場合(ロ)」とは、指定-第5表の対前年度比が100.0(%)以上の場合が該当します。

5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を分析して、簡潔にまとめて記入して下さい。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・生産抑制、減産対策(生産重量、生産個数等の減少)
- ・生産設備の故障、トラブル
- ・生産設備の劣化、効率の低下
- ・生産構成の変動(工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等)
- ・原材料等の構成の変動
- ・市場ニーズ対応(小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等)
- ・環境対策(公害防止、地域環境対策、作業環境対策等)
- ・生産性向上対策(自動化、ロボット化、生産能率向上対策等)
- ・資源保護対策(原材料の再使用、再利用等)

- ・生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- ・気候異変（猛暑、厳寒、渇水など）
- ・試運転、試作品等の増加
- ・燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）

指定-第7表の記入に当たって、2以上の工場等がある事業者においては、事業者の経営判断により他の工場等の原単位が改善し、当該工場等の原単位が悪化した場合等、結果として事業者全体の原単位が改善している場合はその旨記入しても構いません。算出根拠として個々の工場等の生産数量等、エネルギー使用量等を示して下さい。

(8)指定-第8表

指定-第8表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1.又は2.のいずれかに記入すること。）

1.工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 空調設備、換気設備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関する計測及び記録	空調設備、換気設備の保守及び点検	空調設備、換気設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済（ % ） 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設に当たっての措置

	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
BEMS				BEMSの新設に当たったの措置 BEMSを採用した BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備(発電専用設備)、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理 管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設に当たったの措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理 管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定			事務用機器、民生用機器の新設に当たったの措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない			
(7) 業務用機器	業務用機器の管理 管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	業務用機器に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	業務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済 (%) 未設定	業務用機器の新設に当たったの措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)に対するエネルギー使用量についての情報提供	情報提供している 一部の賃借事業者に情報提供している 情報提供していない			

2. 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目 設備	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(2-2) 空調調和設備、給湯設備	空調調和設備、給湯設備の管理	空調調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空調調和設備、給湯設備の保守及び点検	空調調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	
(4) 熱の動力等への変換の合理化				
(4-1) 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない

	管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	ない
(4-2) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理 管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	コージェネレーション設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	コージェネレーション設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	コージェネレーション設備の新設に当たった措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	熱利用設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	熱利用設備の新設に当たった措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理 管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	受変電設備及び配電設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	受変電設備及び配電設備の新設に当たった措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化				
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理 管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	電動力応用設備の新設に当たった措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理 管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	照明設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 設定済 一部設定済(%) 未設定	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設に当たった措置 新設の際、判断基準どおり措置した 新設の際、判断基準どおり措置していない 当該年度に設備を新設していない

管理標準に定めている管理の状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 実施している 一部実施している 実施していない
--	--	--

エネルギー管理指定工場等が「専ら事務所」である場合は1.に、「工場（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）」の場合は2.に記入して下さい。

「専ら事務所」か「工場」かを判断する際には、日本標準産業分類を確認するとともに、以下(ア)(イ)の原則に従って分類して下さい。

< 日本標準産業分類（総務省）HP >

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

(ア) 専ら事務所（1.に記入）

エネルギー管理指定工場等が、日本標準産業分類における大分類のうち「G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、J金融業・保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究・専門・技術サービス業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業、P医療・福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）、T分類不能の産業」に該当する場合。

(イ) 工場（2.に記入）

エネルギー管理指定工場等が、日本標準産業分類における大分類のうち「A農業・林業、B漁業、C鉱業・採石業・砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業」に該当する場合。ただし、日本標準産業分類のA～Fにおける「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合は、「専ら事務所」として下さい。

なお、上記原則に当てはめると「専ら事務所」に該当するものの、エネルギーの使用実態に鑑み、2.「工場」の判断基準を遵守することが適当である場合（例：廃棄物処理業に該当する工場、製造ラインを有している研究所等）には、2.「工場等」の判断基準の遵守状況を記入して下さい。

この表で管理標準とは、「判断基準」で定める管理標準のことであり、事業者が燃焼設備、加熱設備等の管理、計測・記録、保守・点検などを行うに当たり、自ら定めるマニュアルのことです。

対象項目となっている設備で、該当するものに「✓」印又は「 」印を付し、工場等に設置されていない設備等については、当該項目の欄を斜線で削除して下さい。

「管理標準の設定状況」の欄には、設備ごとに設定状況を選択回答し、設定中の場合は概ね何%の進捗状況かを記入して下さい。

「管理標準に定めている管理の状況」、「管理標準に定めている計測及び記録の実施状況」及び「管理標準に定めている保守及び点検の実施状況」については、自ら定めた管理標準をどの程度

遵守しているか、その実施状況を記入して下さい。

「新設に当たったの措置の状況」については、設備の新設だけでなく、更新した場合も該当します。

なお、中長期計画書に設置を予定した場合でも、当該年度に新設・更新がなければ、該当なしに「✓」印又は「 」印を付して下さい。

1 . (4)BEMS の欄については、当該年度に BEMS を新設したか否かに関わらず、BEMS を採用している場合、「BEMS を採用した」の欄に「✓」印又は「 」印を付して下さい。BEMS を採用していない場合は、当該項目の欄を斜線で削除するのではなく、「BEMS を採用していない」の欄に「✓」印又は「 」印を付して下さい。

(9)指定-第9表の1

指定-第9表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記入して下さい。なお、イ．に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて**指定-第9表の3**にも必要事項を記入する必要があります。

ア．燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

イ．電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

ウ．熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量の算定は、「温対法」に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定した排出量を記入して下さい。

主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、**指定-第9表の2**の欄にも必要事項を記入して下さい。

(10)指定-第9表の2

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、**指定-第9表の1**に加えて本表に当該工場等について必要事項を記入して下さい。

主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等について、**指定-第9表の1**の備考1ア．に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）を記入して下さい。排出量については、「温対法」に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定したものを記入して下さい。

(11)指定-第9表の3

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

算定排出量の算定において、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記入して下さい。

係数の根拠には、どの電気事業者の実排出係数を使用したかを記入して下さい。

係数の適用範囲には、当該係数を適用した工場等、及び適用したエネルギーが「一般電気事業者の買電」か「上記（一般電気事業者）以外の買電」かを記入して下さい。

(12)指定-第9表の4

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

指定-第9表の4「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について記入して下さい。

(13)指定-第9表の5

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

定期報告書が「温対法」第21条の3第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」につけて下さい。「1. 有」に該当する場合は、「温対法」に基づく命令に定める書類「権利利益の保護に係る請求書(様式第1の2)」を事業所管大臣宛てに必ず同封して下さい。ただし、「権利利益の保護に係る請求書(様式第1の2)」を提出しても、必ずしも希望通りにならない場合があります。

同法第21条の8第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」につけて下さい。「1. 有」に該当する場合は、「温対法」に基づく命令に定める書類(様式第2)を事業所管大臣宛てに必ず同封して下さい。

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定等、その他指定-第9表の記入については、「温対法」に基づく「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」のホームページ上に掲載されている「温室効果ガス排出量の算定・報告マニュアル」を参照して下さい。

<温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度HP>

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

定期報告書の提出先について

1. 定期報告書の提出先一覧（経済産業局）

経済産業局の窓口	管轄区域	経済産業局の所在地	窓口電話番号 (FAX 番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西 2 - 1 - 1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3 - 3 - 1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新 都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0362 048-600-0364 048-600-0426 (048-601-1297)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2	052-951-2775 (052-951-9801)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪府中央区大手前 1 - 5 - 44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6043 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策担当	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5648)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3 - 3 3 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅 東2 - 11 - 1 福岡第一合同庁舎	092-482-5474 (092-482-5962)
沖縄総合事務局経済 産業部環境資源課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2 - 1 - 1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1757 (098-860-3710)

2. 事業所管大臣の一覧（表中で 印があるものは経済産業大臣と共管になります。）

事業 所管 大臣	所管する事業
内閣 総理 大臣	<p>自動車運転教習所 警備保障</p> <p>風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣と共管）</p> <p>質屋 中古品の売買</p> <p>特定目的会社（SPC）</p> <p>銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業</p> <p>労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管</p> <p>投資コンサルタント 投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管</p> <p>クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）</p> <p>キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管</p>
総務 大臣	<p>信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと）</p> <p>放送業 電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。）</p> <p>通信工事（国土交通大臣と共管） 宝くじの販売</p>
財務 大臣	<p>貴金属（金属製品を除く。）の売買 又は輸出入</p> <p>貴金属（アクセサリ）の加工は経済産業大臣所管</p> <p>酒類、たばこ又は塩の製造、売買又は輸出入 通関業</p>
文部 科学 大臣	<p>出版業 印刷物の企画、製作は出版に該当しない。</p> <p>著作権に関する事業 出版物の製造、製作</p> <p>学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） 文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要</p> <p>宗教団体、宗教団体事務所 学術・文化団体</p> <p>スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売</p> <p>廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）</p>
厚生 労働 大臣	<p>次に掲げるものの製造、売買、リース、輸出入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品（動、植物用を除く。）・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管） ・医薬部外品 ・食品添加物（農林水産大臣と共管） ・化粧品（研究開発に限る。） ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管） ・栄養食品（農林水産大臣と共管） ・健康食品（農林水産大臣と共管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品 <p>飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）</p> <p>旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテルに基づく登録を受けているもの）を除く。）</p> <p>洗濯 理容 美容 公衆、特殊浴場</p> <p>映画館 劇場 興行場</p> <p>臨床検査 社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。）</p>

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
厚生 労働 大臣	上水道業 情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業 労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管） 民営職業紹介事業 労働者派遣事業 船員については国土交通大臣専管
農林 水産 大臣	農林水産（畜産を含む。） 農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入 次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップ又は、たる・おけ材は ）、売買 （機器、加工真珠又は木材チップは ）、又は輸出入 、リース ・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総 理大臣とも共管） ・食用アミノ酸 ・グルタミン酸ソーダ ・イースト又は酵母剤 ・動植物油脂 ・飼料 ・氷 ・肥料 ・農薬（厚生労働大臣と共管） ・動、植物用医薬品 ・動植物用医療機器 ・農機具 ・温室 ・園芸用品 ・生糸 ・麻のねん糸 ・木材 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） 塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。） 装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣 専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・健康食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮 なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛 精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には 含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管） 農林園芸用施設の資材の製造販売 木材薬品処理業 造園業 給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要） 動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管） 競馬場

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
経済 産業 大臣	<p>輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業 このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照して下さい。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリー）の加工 ・新聞業 ・印刷業 ・総合リース業 ・クレジットカード業 キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボートリング場又は競輪場 飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・興信所 ・広告、宣伝 ・経営コンサルタント業 ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管） ・集金代行 <p>- 原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>- 原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>- 油脂は石油に含まれません。</p> <p>- 加工は製造に含まれます。</p>

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
国土 交通 大臣	<p>運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管）</p> <p>梱包 鉄道業</p> <p>港湾運送関連事業 船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋）</p> <p>廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。）</p> <p>サルベージ 海事業務（検数・検量・鑑定等）</p> <p>船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは）、売買、輸出入 又はリース</p> <p>鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車又は原動機付自転車を除く。）の製造、売買 又はリース</p> <p>自動車の小売、リース 自動車の整備</p> <p>自動車ターミナル 自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管</p> <p>航空機の整備 旅行業</p> <p>国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）</p> <p>倉庫業 自動車の競走場 遊園地 気象観測・予報等</p> <p>自動車道事業 建設業 測量業 不動産業</p> <p>下水道業 建築士</p>
環境 大臣	<p>廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管）</p> <p>ペット・ペット用品小売業 ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管</p>

（注1）ひとつの工場等において複数の事業を行っている場合には、主たる事業を当該工場等の事業として下さい。この場合、当該工場等の事業所管大臣はひとつになります。

（注2）複数の大臣が共管する事業を主たる事業として行う場合には、複数の事業所管大臣のいずれかに提出して下さい。

（注3）学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

（注4）国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体にかかる事業所の事業については、原則として工場等の事業の内容によって判断します。事業内容の判断が困難である場合には、次ページのとおりととなります。

国の機関 (官庁のオフィス等のエネルギー使用量)	当該機関の属する府省の長たる大臣
独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
地方公共団体	別添資料5 「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について」に従い、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者については、当該事業者の事業を所管する大臣 知事部局等については、該当する事業を所管する大臣(ただし、前年度のエネルギー使用量が1,500kWh未満の工場等については、事業分類を日本標準産業分類の細分類番号9811(都道府県機関)又は9821(市町村機関)とすることも可。9811、及び9821については、経済産業大臣)

(注5)以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、以下の地方支分部局の長に提出するようにして下さい。

省庁名	担当課
財務大臣	財務局長(本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長)又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長(本社機能を有する事務所の所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長)
農林水産大臣	地方農政局長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務局長
金融庁	財務局長(本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長)

- ・ 農林水産大臣が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が北海道の場合には、農林水産大臣(本省)が提出先となります。
- ・ 財務大臣(国税局長)が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・ 財務大臣(財務局長)、農林水産大臣(地方農政局長)、経済産業大臣(経済産業局長)、国土交通大臣(地方整備局長・地方運輸局長)が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄総合事務局長に1通提出することとなります。

3. 定期報告書の提出先一覧

省庁名	担当局部課	窓口電話番号（FAX 番号）
警察庁	長官官房 総務課	03-3581-0141（内線 2156） （03-3581-0559）
金融庁	総務企画局 政策課（照会先） （提出先は各監督担当課まで）	03-3506-6000（内線 3116） （03-3506-6267）
総務省	大臣官房企画課	03-5253-5158（内線 1420） （03-5253-5160）
法務省	大臣官房 秘書課	03-3580-4111（内線 2083） （03-5511-7200）
外務省	国際社会協力部 気候変動室	03-5501-8000（内線 5518） （03-5501-8244）
財務省	北海道財務局	011-709-2311（内線4270） （011-709-2196）
	東北財務局	022-263-1111（022-217-4093）
	関東財務局	048-600-1111
	北陸財務局	076-292-7860（総務課） （076-291-6226）
	東海財務局	052-951-1772（総務課） （052-951-0194）
	近畿財務局	06-6949-6350
	中国財務局	082-221-9221 （082-502-3688）
	四国財務局	087-831-2131 （087-862-8780）
	九州財務局	096-353-6351（096-324-0926）
	九州財務局 福岡財務支局	092-411-7281
	沖縄総合事務局 財務部	098-866-0062（財務課） （098-866-3094）
	札幌国税局	011-231-5011
	仙台国税局	022-263-1111
	関東信越国税局	048-600-3111
	東京国税局	03-3216-6811
	金沢国税局	076-231-2131
	名古屋国税局	052-951-3511
	大阪国税局	06-6941-5331
	広島国税局	082-221-9211
	高松国税局	087-831-3111
福岡国税局	092-411-0031	
熊本国税局	096-354-6171	
沖縄国税事務所	098-867-3601	

省庁名	担当局部課	窓口電話番号 (FAX 番号)
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部参事官(技術担当)付	03-6734-2324 (03-6734-3695)
厚生労働省	北海道厚生局	011-709-2311 (011-709-2704) (総務課)
	東北厚生局	022-726-9260 (総務課) (022-726-9267)
	関東信越厚生局	048-740-0711 (総務課) (048-601-1325)
	東海北陸厚生局	052-971-8831 (総務課) (052-971-8861(総務課, 健康課))
	近畿厚生局	06-6942-2241 (06-6946-1500)
	中国四国厚生局	082-223-8181 (総務課) (082-223-8155)
	四国厚生支局	087-851-9565 (087-822-6299)
	九州厚生局	092-472-2361 (総務課) 098-853-7350 (沖縄分室) (092-474-2244 (総務課)) (098-853-4495 (沖縄分室))
農林水産省	総合食料局食品産業企画課(本省)	03-3502-8111 (内線 4141) (03-3508-2417)
	東北農政局生産経営流通部食品課	022-263-1111 (内線 4443) (022-217-4180)
	関東農政局生産経営流通部食品課	048-600-0600 (内線 3141) (048-740-0081)
	北陸農政局生産経営流通部食品課	076-263-2161 (内線 3394) (076-232-5824)
	東海農政局生産経営流通部食品課	052-201-7271 (内線 2343) (052-219-2670)
	近畿農政局生産経営流通部食品課	075-451-9161 (内線 2391) (075-414-7345)
	中国四国農政局生産経営流通部食品課	086-224-9415 (内線 2153) (086-232-7225)
	九州農政局生産経営流通部食品課	096-353-3561 (内線 4283) (096-324-1439)
	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料流通課	098-866-0031 (内線 83496) (098-866-1179)

省庁名	担当局部課	窓口電話番号 (FAX 番号)
国土交通省	総合政策局 環境政策課 (本省)	03-5253-8111 (内線 24322)
	東北地方整備局	022-225-2171 (大代表)
	関東地方整備局	048-601-3151
	北陸地方整備局	025-280-8880
	中部地方整備局	052-953-8119 (代表)
	近畿地方整備局	06-6942-1141 (代表) (06-6943-1629)
	中国地方整備局	082-221-9231 (代表)
	四国地方整備局	087-851-8061 (代表)
	九州地方整備局	092-471-6331 (代表)
	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	098-866-0071 (管理課) (098-866-9049)
	北海道開発局	011-709-2311
	北海道運輸局	011-290-2724
	東北運輸局	022-791-7509
	関東運輸局	045-211-7267
	北陸信越運輸局	025-244-6116
	中部運輸局	052-952-8045
	近畿運輸局	06-6949-6466
	神戸運輸監理部	078-321-3144
	中国運輸局	082-228-3495
	四国運輸局	087-825-1173
	九州運輸局	092-472-2330
	内閣府沖縄総合事務局 運輸部	098-866-0031 (企画室) (098-866-1812)
	東京航空局	03-5275-9292
大阪航空局	06-6949-6211	
環境省	北海道地方環境事務所 環境対策課	011-251-8702 (直通)
	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871 (直通)
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814 (直通)
	関東地方環境事務所 新潟事務所	025-249-7575 (代表)
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132 (直通)
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0700 (代表)
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1577 (代表)
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006 (代表)

省庁名	担当局部課	窓口電話番号 (FAX 番号)
環境省	中国四国地方環境事務所 高松事務所	087-811-7240 (代表)
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-214-0311 (代表)
	九州地方環境事務所 福岡事務所	092-437-8851 (代表)
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	03-3268-3111 (内線 20901) (03-5261-2327)

生産数量等の記入単位について

以下の業種に属する事業者は、特定-第3表及び指定-第4表の生産数量等の欄について、下表に定める単位を参考にその数値を記入して下さい。

業 種 名	生産数量等の記入単位
非鉄金属鋳業	t (トン)
塩製造業	t (トン)……塩の生産量
たばこ製造業	億本……………製品製造工場 t (トン)……その他の工場
染色整理業	
綿・フス・麻織物機械染色業	m ²
絹・人絹織物機械染色業	m ²
毛織物機械染色整理業	m ²
織物整理業	m ²
綿状繊維・糸染色整理業	kg
ニット・レース染色整理業	kg
繊維雑品染色整理業	kg
合板製造業 (注1)	m ²
繊維板・パーティクルボード製造業	m ²
紙・パルプ製造業	t (トン)
化学工業	t (トン)
石油精製業 (注2)	kl
サッシ業	t (トン)
窯業・土石製品製造業	
板ガラス加工業	m ²
板ガラス製造業	千換算箱
ガラス製加工素材製造業	t (トン)
ガラス繊維・同製品製造業	t (トン)
セメント製造業	t (トン)
コンクリート製品製造業	t (トン)
その他のセメント製品製造業	枚……………石綿スレート製造工場 m ³ ………軽量気泡コンクリート®製造工場
粘土がわら製造業	枚
陶磁器製タイル製造業	m ²
耐火物製造業	t (トン)
炭素・黒鉛製品製造業	t (トン)
研磨材・同製品製造業	t (トン)
石綿製品製造業	t (トン)
石膏製品製造業	t (トン)………プaster製造工場 m ² ……………その他の工場

鉄鋼業(銑鉄鑄物製造業を含む。)	t (トン) (大規模製造所は、千 t)
非鉄金属製造業	t (トン)
一般機械器具製造業	生産金額 (円)
電気機械器具製造業	生産金額 (円)
輸送用機械器具製造業	
自動車・同付属品製造業	生産金額 (円)
鉄道車両製造業等	両又は個
造船業	t (トン) 使用鋼材重量
電気業	キロワット時
ガス業	(注3) m ³
熱供給業	G J

注1：当該工場等における製品を厚さ4mm換算による面積(m²)で記入する。

注2：当該工場等を構成する各装置の処理量を常圧蒸留設備蒸留装置を基準として換算した数値で記入する。「生産数量」=「原油処理量×製油所コンプレキシティ・ファクター」

注3：製造したガスの量をm³(ガス事業者の当該発熱量)で記入する。

業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について

以下の用途に属する業務用ビルを設置する事業者は、特定-第3表及び指定-第4表の生産数量等の欄について、下表に示す項目及び単位を参考にして記入して下さい。

ビル用途	エネルギー使用量と関係をもつ項目	生産数量等の記入単位
事務所ビル	延床面積	m ²
	空調面積	m ²
	貸室面積	m ²
	入居率	%
	在室人数	人
	就業時間	時間
	空調必要時間	時間
	売上高	円
商業ビル	延床面積	m ²
	売場面積	m ²
	部門別面積	m ²
	従業員数	人
	来客者数	人
	営業時間	時間
	売上高	円
ホテル	延床面積	m ²
	部門別面積	m ²
	宿泊ベッド数	床
	従業員数	人
	利用者人数(宴会・レストラン他)	人
	宿泊客数	人
	客室稼働率	%
	営業時間	時間
	売上高	円
病院	延床面積	m ²
	部門別面積	m ²
	入院ベッド数	床
	従業員数	人
	外来患者数	人
	入院患者数	人
	病室稼働率	%
	利用時間	時間
	売上高	円

別添資料4

都市ガス供給事業者の供給熱量一覧

事業者名	地域	標準熱量(MJ/m ³) (換算係数)	ガスグループ
釧路ガス株式会社		20.93025	L1(6B)
旭川ガス株式会社	江別	15.06978	L3(4B)
	江別以外の地域	46	13A
滝川ガス株式会社		100.4652	LPG
美唄ガス株式会社		100.4652	LPG
岩見沢ガス株式会社		46	13A
帯広ガス株式会社		46	13A
		100.4652	LPG
苫小牧ガス株式会社		46.04655	13A
室蘭ガス株式会社		18.837225	L1(6C)
		100.4652	LPG
北海道瓦斯株式会社		46.04655	13A
長万部町水道ガス課		20.93025	L2(5A)
青森ガス株式会社		46	13A
		15.06978	L3(4C)
五所川原ガス株式会社		62.79075	13A
弘前ガス株式会社		46	13A
十和田ガス株式会社		29.3	6A
八戸ガス株式会社		46	13A
黒石ガス株式会社		100.4652	LPG
盛岡ガス株式会社		62.79075	13A
花巻ガス株式会社		62.7	13A
水沢ガス株式会社		62.7	13A
一関ガス株式会社		62.8	13A
釜石瓦斯株式会社		62.8	13A
東部瓦斯株式会社	秋田	46.04655	13A
	福島・茨城	45	13A
のしろエネルギーサービス株式会社		50	13A
男鹿市企業局	若美	46.04655	12A
	若美以外の地域	50.2326	13A
湖東瓦斯株式会社		19.25583	L2(5AN)
にかほ市ガス水道局		46	13A
由利本荘市ガス水道局		46.04655	13A
酒田天然瓦斯株式会社		46	13A
鶴岡瓦斯株式会社		46	13A
新庄都市ガス株式会社		62.7	13A

事業者名	地域	標準熱量(MJ/m ³) (換算係数)	ガスグループ
寒河江ガス株式会社		62.7	13A
山形ガス株式会社		20.93025	L1(6C)
		46	13A
庄内中部ガス株式会社		41.8605	12A
庄内町企業課		41.8605	12A
気仙沼市ガス水道部		46	13A
古川ガス株式会社		46	13A
石巻ガス株式会社		46	13A
仙台市ガス局		46.04655	13A
塩釜ガス株式会社		46.04655	13A
福島ガス株式会社		46	13A
若松ガス株式会社		46	13A
相馬ガス株式会社		29.30235	6A
東北ガス株式会社		46	13A
常磐都市ガス株式会社		38.093055	12A
常磐共同ガス株式会社		45	13A
いわきガス株式会社		46.04655	13A
仙南ガス株式会社		44.37213	13A
新発田ガス株式会社	村上	41.8605	12A
	村上以外の地域	41.8605	13A
越後天然ガス株式会社	小須戸	42	13A
	小須戸以外の地域	42	12A
北陸ガス株式会社		41.8605	12A
蒲原ガス株式会社		41.8605	13A
見附市ガス上下水道局		41.8605	13A
柏崎市ガス水道局		43.1	13A
小千谷市ガス水道局		43.9535	13A
川口町建設企業課		43.9535	13A
魚沼市企業課		43.9535	13A
上越市ガス水道局		43.1	13A
妙高市ガス上下水道局	新井	41.8605	13A
	妙高高原	40.3	12A
糸魚川市ガス水道局	能生	41.8605	12A
	青海	41.8605	13A
	能生・青海以外の地域	40.3	12A
白根瓦斯株式会社	燕	41.8605	13A
	燕以外の地域	42	12A
栄ガス消費生活協同組合		41.8605	13A
佐渡ガス株式会社		62	13A

事業者名	地域	標準熱量(MJ/m ³) (換算係数)	ガスグループ
栃木ガス株式会社		45	13A
鬼怒川ガス株式会社		100.4652	LPG
北日本ガス株式会社		45	13A
足利ガス株式会社		45	13A
佐野ガス株式会社		45	13A
筑波学園ガス株式会社		45	13A
美浦ガス株式会社		46.04655	13A
東部液化石油株式会社		45	13A
東日本ガス株式会社	我孫子・取手	45	13A
	栄	62.8	13A
沼田ガス株式会社		61.954	13A
渋川ガス株式会社		46	13A
桐生瓦斯株式会社		45	13A
富岡市ガス水道局		40.3	12A
藤岡市・高崎市ガス企業団		40.3	12A
館林瓦斯株式会社		45	13A
伊勢崎ガス株式会社		45	13A
太田都市ガス株式会社		45	13A
下仁田町ガス水道課		43.1	13A
本庄ガス株式会社		41.8605	12A
		43.12	13A
幸手都市ガス株式会社		45	13A
坂戸ガス株式会社		45	13A
入間ガス株式会社		43.12	13A
東彩ガス株式会社		45	13A
武州ガス株式会社		45	13A
鷲宮ガス株式会社		45	13A
新日本瓦斯株式会社		43.1	13A
日高都市ガス株式会社		45	13A
武蔵野瓦斯株式会社		46.04655	13A
秩父ガス株式会社		46	13A
埼玉ガス株式会社		41.8605	13A
西武ガス株式会社		46.04655	13A
松栄ガス株式会社		45	13A
伊奈都市ガス株式会社		45	13A
大東ガス株式会社		45	13A
角栄ガス株式会社		45	13A
大多喜ガス株式会社	外房・内房	39	12A
	外房・内房以外の地域	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(MJ/m ³) (換算係数)	ガスグループ
野田ガス株式会社		45	13A
銚子瓦斯株式会社		62.79075	13A
千葉ガス株式会社		45	13A
		38.51166	12A
総武ガス株式会社		41.8605	12A
日本瓦斯株式会社		45	13A
東金市建設経済部ガス課		38.51166	12A
九十九里町ガス課		38.51166	12A
大網白里町ガス事業課		38.51166	12A
房州瓦斯株式会社		62.79075	13A
白子町ガス事業所		38.51166	12A
習志野市企業局		45	13A
京葉ガス株式会社		45	13A
京和ガス株式会社		45	13A
長南町ガス課		38.51166	12A
東京ガス株式会社	群馬	43.14	13A
	群馬以外の地域	45	13A
昭島ガス株式会社		45	13A
青梅ガス株式会社		43.12	13A
武陽ガス株式会社		45	13A
長野都市ガス株式会社		43.14	13A
大町ガス株式会社		62	13A
上田ガス株式会社		43.14	13A
松本ガス株式会社		43.116315	13A
諏訪瓦斯株式会社		43.116315	13A
信州ガス株式会社		62	13A
厚木ガス株式会社		45	13A
秦野瓦斯株式会社		45	13A
小田原ガス株式会社		45	13A
湯河原瓦斯株式会社		62.8	13A
東上ガス株式会社		45	13A
東京ガス山梨株式会社		43.14	13A
		100.46	LPG
吉田瓦斯株式会社		43.14	13A
熱海瓦斯株式会社		45	13A
伊東瓦斯株式会社		46	13A
下田ガス株式会社		62	13A
御殿場瓦斯株式会社		62.79	13A
静岡瓦斯株式会社		45	13A

事業者名	地域	標準熱量(MJ/m ³) (換算係数)	ガスグループ
島田瓦斯株式会社		45	13A
中遠ガス株式会社		46	13A
袋井ガス株式会社		46	13A
東海ガス株式会社		45	13A
中部ガス株式会社		46.04655	13A
東邦ガス株式会社		46.04655	13A
犬山瓦斯株式会社		46.04655	13A
津島瓦斯株式会社		46.04655	13A
上野都市ガス株式会社		46.04655	13A
名張近鉄ガス株式会社		46.04655	13A
大垣瓦斯株式会社		46.04655	13A
日本海ガス株式会社		46	13A
高岡ガス株式会社		46	13A
金沢市企業局		46	13A
小松ガス株式会社		46	13A
福井市企業局		46	13A
越前エネライン株式会社		45	13A
敦賀ガス株式会社		45	13A
丹後瓦斯株式会社		45	13A
福知山市ガス水道部		45	13A
株式会社長田野ガスセンター		45	13A
大津市企業局		45	13A
大和ガス株式会社		45	13A
五条ガス株式会社		45	13A
桜井ガス株式会社		45	13A
新宮ガス株式会社		46	13A
大阪ガス株式会社		45	13A
河内長野ガス株式会社		45	13A
篠山都市ガス株式会社		45	13A
伊丹産業株式会社		45	13A
洲本瓦斯株式会社		45	13A
豊岡エネルギー株式会社		45	13A
甲賀協同ガス株式会社		45	13A
株式会社大武		45	13A
津山瓦斯株式会社		46	13A
岡山ガス株式会社		46	13A
水島ガス株式会社		46	13A
福山瓦斯株式会社		46	13A
因の島ガス株式会社		46	13A

事業者名	地域	標準熱量(MJ/m ³) (換算係数)	ガスグループ
広島ガス株式会社	熊野・可部	100.4652	LPG
	熊野・可部以外の地域	46.04655	13A
鳥取ガス株式会社		46.04655	13A
米子瓦斯株式会社		46.04655	13A
松江市ガス局		46.04655	13A
出雲ガス株式会社		46	13A
浜田ガス株式会社		46	13A
宇部市ガス水道局		46	13A
山口合同ガス株式会社		46	13A
四国ガス株式会社	高知の一部・愛媛(今治)・香川・徳島	46	13A
	高知の一部・愛媛 (松山の一部、宇和島)	18.837225	L2(5B)
	愛媛(松山の一部)	29.30235	6A
西部ガス株式会社		46.04655	13A
西日本ガス株式会社		62.8	13A
大牟田瓦斯株式会社		46.04655	13A
直方ガス株式会社		46.04655	13A
飯塚ガス株式会社		46	13A
筑紫ガス株式会社		46.1	13A
中間ガス株式会社		46.04655	13A
高松ガス株式会社		46.04655	13A
久留米ガス株式会社		46.04655	13A
唐津ガス株式会社		46.04655	13A
佐賀ガス株式会社		46.04655	13A
伊万里ガス株式会社		46.04655	13A
鳥栖ガス株式会社		46	13A
伊藤忠エネクス株式会社		46.04655	13A
		100.4652	LPG
大分ガス株式会社		46.04655	13A
九州ガス株式会社	諫早・大村	46.04655	13A
	八代	62.79075	13A
小浜ガス株式会社		62.8	13A
第一ガス株式会社		62.8	13A
天草ガス株式会社		62.8	13A
山鹿都市ガス株式会社		62.8	13A
宮崎ガス株式会社		46.04655	13A
日本ガス株式会社		46.04655	13A
阿久根ガス株式会社		46	13A
南日本ガス株式会社		62.79	13A

事業者名	地域	標準熱量(MJ/m ³) (換算係数)	ガスグループ
加治木瓦斯株式会社		62.79075	13A
国分隼人ガス株式会社		46.04655	13A
出水ガス株式会社		45	13A
南海ガス株式会社		62.79075	13A
沖縄瓦斯株式会社		61.954	13A

改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について

平成 22 年 2 月 10 日

資源エネルギー庁省エネルギー対策課

1. 問題意識

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

こうした状況を踏まえ、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門における省エネルギー対策を強化するため、平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正されました(施行日は平成 22 年 4 月 1 日。平成 21 年度におけるエネルギー使用量の計測・記録が必要)。これまで一定規模以上の大規模な工場・事業場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位(企業単位)のエネルギー管理が義務づけられることとなり、地方公共団体においても企業と同様に、地方公共団体全体のエネルギー管理を行うこととなります。

しかし、地方公共団体が行っている事業の中には、地方公営企業法等といった法令に基づき首長以外の者が地方公共団体の資産管理等を行っている事業があり、首長自身ではエネルギー管理をまとめて実施することが困難な場合があるため、そういった場合を考慮し、省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲を以下のとおり定めることといたします。

2. 地方公共団体のエネルギー管理の範囲

地方公共団体において設置しているすべての工場・事業場のエネルギー使用量を合算した値をもって省エネ法に規定する特定事業者の指定の可否を判断することになるが、地方公共団体において設置している一部の工場・事業場の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として捉えることとする。

具体例：

(1) 地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行う必要がある事業等

【地方公営企業】地方公営企業法第 33 条により、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は地方公営企業の管理者が行うこととなっているため、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、地方公営企業がエネルギー管理を行うこととする。(管理者が設置されていない場合には知事部局等が地方公営企業を含めてエネルギー管理を行うこととする。また、2 以上の事業に管理者 1 人を置いている場合において、資産の取得、管理及び処分が一体的になされている場合は、当該事業をまとめてエネルギー管理を行うこととする。)

【警察組織】知事は都道府県警察の運営に関する指揮監督権を有しておらず、都道府県警察

は、警視総監及び道府県警察本部長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、警察組織については、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、都道府県警察がエネルギー管理を行うこととする。

【学校等】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理を教育委員会が行うこととなっていることに鑑み、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、教育委員会が学校その他の教育機関の用に供する財産のエネルギー管理を行うこととする。

【組合】地方自治法第1条の3において、特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合）、財産区及び地方開発事業団とされているが、地方自治法第2条第1項により地方公共団体は法人とするとされていることから、組合は、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行うこととする。

【収用委員会】土地収用法第51条の第1項及び第2項に基づき、都道府県知事の所轄の下に置かれ、独立してその職権を行っている。ここで言う「所轄」は、管理、統括、監督よりも弱い所属の関係を示すものであって、知事は収用委員会の運営に関する指揮監督権を有していないことから、収用委員会は、会長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、収用委員会がエネルギー管理を行うこととする。

(2) 地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行う必要がある事業等

【消防組織】消防組織法第7条により、消防は市町村長が管理することとされているとともに、地方自治法第149条第6号により、地方公共団体の財産の管理は地方公共団体の長が行うこととなっているため、地方公共団体における知事部局等が消防組織のエネルギー管理を行うこととする。

【指定管理者】地方自治法第244条の2第3項において、普通地方公共団体は、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされているが、資産について、取得及び処分等を、指定管理者が行うという法律上の規定はないため、当該公の施設を設置した地方公共団体における知事部局等が省エネ法上のエネルギー管理を行うこととする。

【選挙管理委員会】地方自治法第181条第1項において、普通地方公共団体に選挙管理委員会を置くこととされているが、選挙管理委員会の資産について、取得、管理及び処分等を選挙管理委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会】

地方公務員法第7条第1項、第2項、第3項に基づき、各地方公共団体に人事委員会もしくは公平委員会が設置され、委員の選定は地方公共団体の権限によって

行われる。人事委員会等の資産について、取得、管理及び処分等を人事委員会等が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【監査委員】地方自治法第195条第1項において、普通地方公共団体に監査委員を置くこととされているが、監査委員の資産について、取得、管理及び処分等を監査委員が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【海区漁業調整委員会】漁業法第82条の第1項及び第2項に基づき、海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に属している。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【内水面漁場管理委員会】漁業法第130条の第1項及び第2項に基づき、内水面漁場管理委員会は都道府県に置かれ、都道府県知事の監督に属する。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【農業委員会】農業委員会等に関する法律第3条の第1項及び第2項に基づき、農業委員会は市町村に置かれ、委員の選定は公職選挙法に基づいて行われる。農業委員会を複数設置、複数の場合の区域変更、農業委員会の廃止は市町村長の権限で行われる（農地面積が著しく小さい場合は農業委員会を置く必要が無い）。農業委員会の資産について、取得、管理及び処分等を農業委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【固定資産評価審査委員会】地方税法第423条の第1項、第2項及び第3項に基づき、固定資産評価審査委員会は市町村に置かれ、委員の選定は市町村長の権限で行われる。固定資産評価審査委員会の資産について、取得、管理及び処分等を固定資産評価審査委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

(3) 特別区等

特別区については、地方自治法第二条において、法人格を有すると規定されているため、特別区がエネルギー管理を行うこととする。

また、政令指定都市における区は法人格を有しないため、区ではなく、市がエネルギー管理を行うこととする。

(4) その他、事業形態による取り扱い

【事務の委託】他の普通地方公共団体等に事務を委託する場合において、委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関に適用される（地方自治法：252条の16）ことから、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関が、自らの事業に加え、受託した事業のエネルギー管理を行うことと

する。

【PFI(Private Finance Initiative)】官民事業契約により事業実施内容（所有権、維持管理方法等）が異なるため、事業ごとにみて、財産・施設等の設置・更新権限がある側がエネルギー管理を行うこととする。